

第38回社会保障審議会障害者部会議事録

日 時：平成20年9月10日（水）14:00～16:56

場 所：厚生労働省9階 省議室

出席委員：潮谷部会長、高橋部会長代理、嵐谷委員、安藤委員、井伊委員、伊藤委員、岩谷委員、川崎委員、大濱委員、北岡委員、君塚委員、小坂委員、櫻井委員、佐藤委員、副島委員、竹下委員、鶴田委員、長尾委員、仲野委員、新保委員、浜井委員、広田委員、星野委員、箕輪委員、生川委員、福島委員、宮崎委員、中村参考人、林参考人、戸谷参考人

○潮谷部会長

定刻になりましたので、ただ今から第38回社会保障審議会障害者部会を開催いたします。委員の皆様方には、ご多忙な中においでいただきましてありがとうございます。議事に入ります前に、事務局から委員の出席状況、資料の確認等をお願いいたします。

○蒲原企画課長

それでは、事務局からご報告いたします。

まず、委員の皆さん方の出欠状況でございますが、坂本委員、堂本委員、野沢委員、三上委員、山岡委員、小澤委員から都合によりご欠席という連絡をいただいております。

なお、福島委員、長尾委員、佐藤委員は少し遅れるということでございますので、ご承知おきください。なお、坂本委員の代理として、東松山市健康福祉部長の林参考人がご出席でございます。また、堂本委員の代理として、千葉県健康福祉部次長の戸谷参考人がご出席でございます。山岡委員の代理といたしまして、日本発達障害ネットワーク理事の中村参考人がご出席でございます。

また、本日は、議題として障害児支援がテーマとして挙がっております。この関係で、雇用均等児童家庭局総務課より総務課長の代理として、杉上児童福祉調査官が参加でございます。また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の新谷企画官が参加ということになってございます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の議事次第をとってもらいまして、障害者自立支援法の見直しに係る主な論点（案）というものが資料1でございます。

続きまして、2つ目の議題の障害児支援の関係の資料でございますが、資料番号右肩の上に、資料2-①と書いてございます。これは、障害児支援のところについての論点を先ほどの資料1から抜き出している資料でございます。これが資料2-①でございます。

その後、資料の2-②といたしまして、障害児支援の見直しについてという横長のペーパーがございます。その次に、資料2-③ということで、障害児支援見直しについての参考資料というものが入っています。この3つが主として資料2の関係のものでございます。

その後、参考資料でございます。右肩の番号で、参考資料1として、障害者部会におけるこれまでの主な意見及び団体ヒアリングにおける主な意見という資料がございます。

また、参考資料2といたしまして、以前にもお配りいたしましたけれども、今日のテーマでございます、障害児支援の関係で、検討会の報告書を配ってございます。

さらに資料の3といたしまして、第36回障害者部会の議事録ということでございます。

その後、資料の4といたしまして、発達障害者支援の推進に係る検討会、この報告書の関係がまとまりましたので、参考配布をいたしております。

なお、最後に、資料番号がついてございませんが、障害児支援に関する意見ということで、これは副島委員のほうから今日の議題の関係で、事前に提出があった資料でございます1枚お手元に配布をいたしております。

資料の関係は、以上でございます。ご確認をいただければというふうに思います。

○潮谷部会長

皆様、資料大丈夫でございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、障害者自立支援法の見直しに係る主な論点と障害児支援の在り方、この2つの議題がございます。

まず、1つ目の議題であります障害者自立支援法の見直しに係る主な論点ですが、本日は、これまで皆様方からいただきました意見、それから団体の方々からいただきましたヒアリング、その結果を論点という形で事務局のほうで、まとめていただいたところでございます。

それでは、まずこの論点について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○鈴木企画官

障害部企画官の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の1をお願いいたします。ただ今部会長からございましたように、これまでの皆様方のご意見、あるいは団体の方のヒアリングの結果、こういったものを踏まえまして、タイトルにございますが、自立支援法見直しに係る主な論点（案）ということで、柱立てをまず整理させていただきました。表紙のページのところがその全体の項目の柱立てということでございまして、全体7つ大きな柱を立てております。

1つ目が、相談支援、これについてはケアマネジメントの在り方とか、相談支援体制という細項目を立てさせていただいております。

それから、2つ目が、地域における自立した生活のための支援ということで、地域での

生活の支援、あるいは就労支援、所得保証と、この3点を項目として立てております。

それから、3番目に、障害児支援、1つ目がライフステージに応じた支援の充実、2つ目が相談支援や家庭支援の充実、3つ目が施設の見直し等による支援の充実。

それから、大きな柱の4つ目が、障害者の定義、あるいは手帳制度について論点として挙げさせていただいております。

それから、大きな柱5つ目が、利用者負担、6つ目が報酬、それから7つ目が個別の論点といたしまして、小項目といたしましては、サービス体系、障害程度区分、地域生活支援事業、サービス基盤の整備、虐待防止・権利擁護、その他という形で全体像を立てさせていただいております。

おめくりいただきまして、資料の1ページからでございます。

先ほどの項目を左側には書かせていただいております、右側にそれに具体的なご議論をいただく内容のイメージがわかるように、主な論点案として、より具体的に少し書かせていただいております。

まず、最初に相談支援につきましては、①としてはケアマネジメントの在り方とさせていただいておりますが、このところでは、自立支援法におけるケアマネジメントの在り方として、サービス利用手続の在り方、あるいはサービス利用計画作成費の対象、こういったものを具体的にご議論いただきたいと。

それから、2番目に相談支援体制ということで、これは、先ほどのサービス利用手続以外の部分も含めて、相談支援体制としては、その量的整備、あるいは質の向上といったことについて、また自立支援協議会につきましては、その設置促進、及びその機能の向上といったことについて論点として挙げさせていただいております。

大きな柱の2つ目といたしまして、地域における自立した生活のための支援、この項目の地域での生活の支援ということで、その細項目として、まず地域移行の促進ということで、具体的には地域移行を進める施策と課題、コーディネート機能、移行のための宿泊等の体験を支える給付、それから地域移行における入所施設などの役割、それから家族との同居からの地域移行、こういったことが主な論点かと考えております。

それから、地域での生活の支援の2つ目が、住まいの場の確保ということで、公営住宅の入居促進のことであるとか、あるいはいろいろご意見が出ましたけれども、グループホーム・ケアホームの整備促進、サービスの質の向上ということで、この部分で身体障害者のグループホーム・ケアホーム、あるいは夜間支援体制の充実など、ケアの向上、こういったことについてもご議論いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、地域生活の3つ目の柱で、地域生活に必要な暮らしの支援ということで、具体的には、地域で生活する際に必要となる支援サービスとして、緊急時のサポートの充実、それからショートステイの充実、これは地域で暮らしている際に、緊急避難的に施設入所、あるいは入院に至らないようにするためにすると、こういう意味でのショートステイの充実。

それから、医療も含めた支援、こういったこと。それから、あとは訪問系サービス、ホームヘルプとか、そういったものでございますが、その在り方についても、暮らしの支援の項目でご議論いただきたいと思っております。

それから、地域生活の部分の2つ目の柱として就労支援、その細項目の1つ目が、就労支援施策の体系とさせていただいておりますが、この部分では、その全体像の整理であるとか、人材の育成、こういう全般的な事項について挙げさせていただいております。

それから、2番目に、一般就労への移行支援の在り方ということで、具体的には就労移行を促進する方策としておりますが、この部分は、主に自立支援法に基づく事業から一般就労への移行ということを念頭に置いた項目です。

具体的なその中身として、一般就労への移行の成果の評価の在り方。若干補足しますと、この部会のほうでも一般就労への移行が進むと就労移行支援事業者が大変辛いということのご意見もございましたけれども、そういった意味で、一般就労の成果を評価するということについてご議論いただきたいということです。

それから、次の・で、福祉現場の本人への外部からのアプローチ、こども舌足らずな表現でございますので、若干補足しますと、これも委員のご意見で、福祉現場に一般就労できる人がいるけれども、そういう方々を外部からきちんと評価するというようなことがございましたので、そういう意味で、外部からのアプローチと、こういったことも含めて、この部分をご議論いただきたいという趣旨でございます。

それから、支援ノウハウを持った専門職の配置、こういったことでございます。それから、特別支援教育からの移行の在り方、これは福祉就労に入る前に特別支援教育から一般就労にということでございます。

それから、就労移行後の継続的な支援、フォローアップの在り方、こういったものが移行支援の在り方としての中身と考えております。

それから、次に福祉的就労の在り方ということで、就労継続支援事業のB型の利用者像の明確化。あるいは、工賃引上げの支援、具体的には工賃倍増5ヵ年計画の取組状況の検証、こういったことについて論点として挙げさせていただいております。

それから、障害者雇用施策その他の関連制度ということで、雇用政策等との連携の在り方、障害者就労・生活支援センターの充実、こういったことについて掲げさせていただいております。

それから、地域生活の3つ目の柱で、所得保障、これについては右にありますように、年金、手当とか、住宅費への対応、こういったこと、所得の確保に係る施策の在り方についてご議論いただきたいということでございます。

次のページの3ページ目で、大きな柱の3番目の障害児支援でございます。本日、この後に、この項目に沿ってまた議論していただきたく資料も準備させていただいております。

まず、1つ目が、ライフステージに応じた支援の充実ということで、障害の早期発見、早期対応、これについては関係機関の連携による取組の強化、あるいは気になる段階から

の支援、次に就学前の支援ということで、障害児の保育所等での受入れ、通所施設の機能強化、この中身として、通所施設の地域支援の役割の強化、あるいは障害種別による施設類型の見直しと、こういったものがあると思っております。

それから、ウのところ、学齢期、青年期の支援ということで、放課後、夏休みの支援、それから卒業後の就労、あるいは地域生活に向けた関係施策が連携する点といったことが、ライフステージに応じた支援の充実ということの項目でございます。

それから、次に、相談支援や家庭支援の充実の1つ目で、ライフステージを通じた相談支援ということで、市町村を基本とした相談支援体制の構築、関係機関の連携強化、個別の支援計画の作成、活用。あるいは、家族支援の方策ということで、家族に対する養育方法の支援、あるいはレスパイトの支援、こういったものを挙げさせていただいております。

3つ目といたしまして、施設機能の見直し等による支援の充実、そのアとして、入所施設の在り方ということで、障害種別による施設類型の見直し、あるいは在園期間の延長措置の取扱いということで、重症心身障害児（者）の特性の対応も含めてご議論いただきたいということでございます。

それから、行政の実施主体ということで、通所施設、入所施設、それぞれについて、障害児行政の実施主体についていろいろご議論いただきたいということです。併せて、措置と契約との関係につきましても、ここでご議論いただきたいと考えております。

それから、法律上の位置付けとしては、障害児支援の根拠法、これについて論点として挙げさせていただいております。

おめくりいただきまして、4ページ、大きな柱のIV番目で、障害者の範囲、これについてはまず障害者の定義といたしまして、障害者の範囲についての基本的な考え方、これをまずご議論いただきたいと思っております。その上で、発達障害であるとか、高次脳機能障害であるとか、こういった者を障害者の定義に含めることの適否。

それから、2番目として、手帳制度ということでございますが、身体障害者の定義と手帳との関係ということで、手帳要件、これは手帳を持っているということが、障害者ということでございますが、この要件を外すことの適否。こういったことが論点かと考えております。

それから、大きなV番目で利用者負担ということで、その原則的な考え方、21年4月以降における利用者負担の在り方。それから、利用者負担の合算制度、こういったものなど、関連する諸制度の在り方、それから自立支援医療の負担等の在り方ということでございます。

それから、VI番目で、報酬といたしましては、報酬改定の基本的な考え方をご議論いただきたいということです。

それから、VII番目で個別論点、1つ目でサービス体系と書いてございますが、サービス体系についての基本的な考え方、あるいはいろいろご意見ありますけれども、日払い方式に対する評価。それから、日中と夜間に分けたサービス体系の評価。それから、就労移行

支援事業などは標準利用期間があるわけですが、これを設けることに対する評価。それから、新体系への移行促進。こういったものを論点として挙げさせていただいております。

それから、2番目に、障害程度区分ですけれども、その果たす役割。それから、各々の障害特性をより一層反映できる障害程度区分の開発についての考え方、障害程度区分によるサービス利用の範囲の設定の在り方。こういったものを論点として挙げさせていただいております。

それから、おめくりいただきまして、個別論点として挙げさせていただいているものの3つ目で、地域生活支援事業ということで、その対象事業、自立支援給付との関係の整理といったこと、それから地域生活支援事業の費用負担の在り方。それから、小規模作業所の移行促進。

4つ目としては、サービス基盤の整備という項目については、人材の確保、あるいはサービス量の確保として、中山間地等の過疎地域におけるサービス確保の在り方。それから、項目の5番目として、虐待防止・権利擁護ということで、障害者虐待防止法制について、あるいは権利擁護、成年後見などの普及方策、そして、その他とさせていただいておりますが、介護保険制度との関係、こういった論点を整理させていただきました。

本日ご議論いただいた後に、今後は、この論点の整理に従って、ご議論を深めていただくようにしたいというふうに事務局のほうでは考えているところでございます。以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様方からちょうだいいたしました論議をこのような柱立ての中で、論点として整理をしたものでございます。

まず、この論点について、皆様方の中で、ご意見、あるいは自分が言ったところはどこに入っているんだろうというような質問等ございましたら、ぜひお出しいただきたいと思っております。

なお、お願いですけれども、ポイントはできるだけ絞って、簡潔によろしくお願いいたします。

竹下委員、どうぞ。

○竹下委員

項目的な言い方で、4点だけ指摘させていただきます。まず、障害者権利条約が遅かれ早かれ、来年か、再来年に批准されるものと思うんですが、その関係で、障害者自立支援法が論議対象となるのかどうか。この点の意見も出ていたと思うんですが、この点についてが1点目です。

それから、2点目につきましては、これはもう既に含まれていると見るのかどうかです

が、自立支援給付と地域生活支援事業の2種類の立て方そのものについても論議するのかわからないのか。単にその2つを前提として議論するにとどまるのか。そうではなくて、この2種類そのものに矛盾がないのかという意味の類型そのものの立て方の論議はこの現在の整理の中に入ってくるのかどうか。これが2点目です。

それから、これは、論点というよりは、各の本質的な議論をする場合に、障害者自身のニーズやこれまでの短い期間にせよ、運用実績から来る矛盾との関連で見直し作業がどういう関連性を持つ議論の進め方になるのかどうか。

最後に、非常に小さいんですが、小さいけど重要なんですけど、一般就労との関係で、部会の委員さんだっただと思うんですけど、通勤保障というものを考えないと、就労支援が成り立たないんじゃないかという指摘があったと思いますけど、それはどこに入るのかどうか。もう入っているのであれば、そのご指摘をいただきたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

それでは、事務局のほうから、お願いいたします。

○蒲原企画課長

1点目の権利条約との関係でございます。基本的にはこの審議会でも自立支援法の見直しということで、自立支援法について幅広くご議論いただくということでございます。一方で、権利条約との関係では、これは、それぞれ非常に幅広くいろいろな分野が関係しておりますけれども、厚生労働省の関係の自立支援法の関係で言いますと、今、我々が考えているところというところでは、この権利条約の批准に向けて、何かすごく大きな支障が生じているということでは今はないというふうに考えております。

その意味でいうと、今回の自立支援法の見直しをして、趣旨としては権利条約とそもそも理念は合っているわけですので、この理念に沿った形で自立支援法の見直しをするということによって、基本的には権利条約に向けて自立支援法としての対応というのはより進むという方向ということになると思いますので、何か2つが矛盾するということではないというふうに考えてございます。

2点目にございました地域生活支援事業と個別の自立支援給付との関係でございます。今回の論点整理表でいきますと、先ほどの説明を申し上げました資料の最後になりますけれども、個別の論点の中に、地域生活支援事業という項目が立っておりまして、その一番上に、「地域生活支援事業の対象事業（自立支援給付との関係の整理）」という項目がございます。ここのところで、竹下委員がおっしゃったようなことも論点として入ってくるというふうに思います。

現行制度は、基本的に、一定の基準で2つに分かれているわけですが、委員のおっしゃったことは、ここのところで論点として入ってくるというふうに考えてございます。

3番目のところは、ちょっと趣旨があれですけど、現場で自立支援法についている

いろ動いていて、現場でいろいろな声があるし、また現場に基づくいろいろなデータもとりつつあるという段階でございます。

今後、個別の論点について、それぞれ議論するときには、現場の実態を我々の分かる範囲で、きちんとデータを揃えて、そうした中で議論の検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後に、少し各論だと思いますが、一般就労を進めるという観点で、通勤のところが1つ大事ではないかという話があったかと思っております。

この点は、今回の論点は、主な論点ということで書いてございますけれども、そもそも一般就労に向けて何が必要か、一般就労に向けて就労移行を促進する方策全般論ということになっています。先ほど、企画官のほうから幾つかの観点は申し上げましたけれども、幾つかの観点にとどまらず、幅広く就労移行を促進するための方策という中で、おっしゃっているようなことをどうするかということも1つ議論の対象にはなると思っておりますし、先ほどちょっと申しました地域生活支援事業の在り方ともそこは関係してくるので、その両方のところでの論点の中に入ってくるというふうに認識いたしております。

○潮谷部会長

竹下委員、よろしゅうございますか。

○竹下委員

1点だけ、残る3点は、分かりました。ただ1点だけは、説明の意味が理解できなかったんです。それは、何が言いたいかというよりも説明が何が言いたいか分からないんです。障害者権利条約と矛盾するかどうかと私は指摘しているのではなくて、障害者権利条約で要求されているものが、この障害者自立支援法の抜本見直しに取り入れる必要がないのかということが指摘されているけれども、それはどうなんですかという質問です。

○潮谷部会長

お願いいたします。

○蒲原企画課長

障害者自立支援法と権利条約で目指している方向は、理念として方向性は一致しているというふうに思っております。

その意味でいうと、権利条約に書かれている方向性をベースにしながら、そのほかいろいろなことを勘案しながら、自立支援法のこの見直し作業の中で、いろいろなご議論をしていきたいというふうに思っております。

○竹下委員

僕の言い方、いつもちょっと言葉よくないかもしれませんが、それはちょっと事務局の傲慢でしょう。何でそれが、議論もしていないのに、障害者自立支援法と権利条約の方向が一致していますというのは、それはどこからそれは来るんですか。それを議論する必要はないんですかと言っているのに、一致していますという前提に立ってしまったら、議論できないんじゃないですか。それ、よく理解できない。それだけです。指摘だけして終わります。

○潮谷部会長

事務局、今の点をぜひまた受け止めていただいて、多分、権利条約のことについて、この場でいろいろな観点としては出てきているけれども、この論点の中では、どこで受け止められているのか。そこが明確にされてないということではないかと思いますので、今の竹下委員のご意見を踏まえて、さらにこの点をどのようにするか後日で結構ですので、お聞かせお願いいたします。

○蒲原企画課長

分かりました。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員

私どもの提案で、給付体系についての提案をしております。それは、就労支援の就労関連施策の全体像の整理のところのどこに入っているのか、私たちは給付体系について、働く支援というのは介護でもないし、訓練でもない。働きたいと希望する障害のある方々の思いに応えるとても重要な支援だと思っておりますから、働く場での支援というところ 기본적인スタンスを置いて、独自の給付体系、要は就労支援給付という創設を提案しております。

この議論をぜひしていただきたいということで、確認ですが、就労支援施策の体系の全体像の整理の中のどこに入っているのか確認させてください。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

今、ご指摘がございましたことは、先ほどの自立した生活のための支援の中の就労支援

のところの、就労支援施策の体系の中で、論点として入ってくるというふうに認識いたしております。

○潮谷部会長

星野委員、よろしゅうございますか。

○星野委員

はい。

○潮谷部会長

ほかに。

君塚委員、お願いいたします。

○君塚委員

障害の一元化という項目を主な論点の1つにすべきではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。障害の一元化。

○潮谷部会長

すみません、事務局のほうに明確にお声が届かないでいるようですので。

○君塚委員

障害の一元化ということは、特に字の部分で大分議論されて、この中に入っているんですけども、細かいところではなくて、主な論点というようなところに浮かび上げるといふ、大事なことであるというふうに思いますが。

○潮谷部会長

事務局。

○蒲原企画課長

すみません、障害の一元化とおっしゃっているのは、特に児のところは、今日も議論になると思うんですけども、障害児の施設というのは今かなり細かな種別ごとに分かれておいて、その施設の一元化という趣旨のことをおっしゃっているという理解でよろしいですか。

それであれば、ここの資料の中の障害児施設のところについて言うと、例えば障害種別による施設類型の見直しという項目がございまして、ここの意図は、今、割と細かく分かれている障害児の施設類型のところを、そういう障害種別によってやっている類型という

ままでいいのか、それともそこは一元的にするのかということでございますので、そのところに入ってきているというふうに思っています。

○君塚委員

中身はそういうことでいいんですけども、主な論点のほうに浮かび上がらせるというか、ピックアップするという、そういう要望みたいなものです。

○潮谷部会長

この論点の中の障害児支援というところで、3ページ目のところに、障害種別による類型の見直し等という形になっておりますが、障害児のところを含めないで、これを1つの論点としてということでございましょうか。

○君塚委員

障害児の中でも構わないんですけども、障害児の中において、柱立てというか、一元化という言葉。

○潮谷部会長

類型化ということではなくて、一元化ということで。

○君塚委員

ええ。今まで、検討会での議論は一元化だったと思うんですけど。

○潮谷部会長

それでは、障害児のところ、もう少し中身的なことも含めながら出していただければと思いますので、今日、障害児もやりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

浜井委員、お願いいたします。

○浜井委員

すみません、単なる確認なんですけれども、刑事施設に障害者の方がたくさんいらっしゃって、帰る場所がないというのが大きな問題になっているわけなんですけれども、その論点については、この地域での生活支援、あるいは住まいの場の確保というところに含まれているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

そこはそういうものも含めて、広く、地域移行、あるいは地域での生活というふうに思っています。

○潮谷部会長

広田委員、お願いいたします。

○広田委員

1点は、精神障害者のピアサポート、これは、どこに入ってくるのかということと、できたら家族もそれが必要じゃないかという発言もさせていただいているんですけど、それから2ページ目の、2のウの福祉的就労の在り方で、工賃引上げ支援、工賃倍増5か年計画の取組状況の検証というのが出ているんですね。これは、地方自治体でこういうことをやっているということを知りまして、何で行政がこういうことをやるのかなと、もし私が旧体系でいう作業所の職員だったら、自分が企業とかお店屋さんに出歩いて、それでこういう精神障害者がいるんですけど、こんな仕事ができるんですけど、何か働き口はありませんかと。私自身忙しさがとれたら、近所のお店で、ボランティア販売員をしますという話をしているんですけど、そういう形で、結果としてそれが啓発になり、雇用の場につながるチャンスだと思うんです。行政がお金をつけて、国を挙げて音頭を取ってやることですか。

いろいろなところにお金を使って、障害者の所得保障もできないような状態の中で、こういうところにお金がつくのがいかなものかなと思っています。

○潮谷部会長

2点でございましょうか。広田委員。

では、事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

確かに、ピアサポートという話がいろいろ出ておりました。ここは、例えばピアサポートもいろいろな形態があって、相談のところのピアサポートもあれば、具体的な支援のところでもあると思います。

例えば、相談のところについて言えば、相談支援体制という中で、これは相談支援事業と書いていますけれども、幅広い相談支援のことを考えております。

その意味でいうと、そこの中でそういうおっしゃっているような、当事者間の助け合いという形でのピアサポートといったものがここに入ってくるというふうに考えていますし、ほかのいろいろなサービスのところでも、そういった手法というのは議論していただけれ

ばというふうに思っています。

あと2点目の工賃倍増のところでございますが、ここは確かに今、工賃倍増計画というのを県でやっておるといってございまして、論点としてはそれがおっしゃっているような、精神にとって、それがいいのかどうかということも含めて、ここで議論していただくし、もう一つは、工賃倍増計画というとなると、おっしゃるように、県に国が一定のお金を補助金で出しているいろいろな事業をやっているんですけども、ここは、主な論点とこう書いていますけれども、幅広く、やはり工賃がアップすること自体は、恐らく1つの方向だと思うので、その意味でいうと工賃倍増という手法以外に、今、広田委員がおっしゃったいろいろな方法も含めて、何かいい方法がないかということをご議論いただければというふうに思っております。

○広田委員

そうしますと、ピアサポートは、相談事業とかいろいろ入ってくるんですけど、ピアサポートセンターというのもそういうところに入ってきますか。

○蒲原企画課長

それは、論点として入ってくるということなんで、その相談支援の論点を議論するときに、皆さん方のいろいろな意見を聞いた上で、内容的にはそこで議論していけばいいというふうに思っております。

○潮谷部会長

嵐谷委員、お願いいたします。

○嵐谷委員

相談支援というのか、各都道府県それぞれに身体障害者相談員とか、知的障害もあつたかに思いますが、主に身体障害のほうで申し上げますが、相談員の役割、位置付けをどういふことに今後されるのか。全国の相談員の人たちはいろいろ研修などをやっておりますが、全くここは出てこないわけです。その辺りの位置付けをどうされるのか。また、相談員がいわゆるピアカウンセラーの資格を得られるような方向付けをしていただければ、もう少し当事者同士の相談事業というのが進むのではないかなというふうに考えておりますが、その辺りどうでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は、論点でどこに入っているかというのがここの議論だと思います。その意味で言いますと、冒頭の相談支援のところ相談支援体制というところがあって、ここは、先ほど申しましたけど、非常に幅広く相談支援の事業というのをとらえています。その意味でいうと、今、委員がおっしゃったような相談員制度、これはこれまでこの場で、委員始めいろいろなところから出ていました。そうしたものもこの中で入ってくるというふうに思っています。

入ってきたときに、それを一体どういうふうに構成していくかということについては、そのところの議論の中で、またご議論を深めていただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

嵐谷委員、よろしゅうございますでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

主な論点について、基本的にはこの方向でよいと思うんですけども、主な論点の上に、基本的な理念というか方向というものがありますね。自立支援法を大幅に見直す場合は、この理念というものを、以前決められた具体的な方向というものが含まれているのか、そうではなくて、基本的な理念とか方向付けというものをきちんと整理することがまた必要になるのではないかと思います。

その基本的な問題としては、先ほどお話がありましたように、国連の権利条約等も参考になると思うんですけど、そのような基本的な整理をした上で、主な論点を併せて論議するというような考え方も必要ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、よろしくお願いいたします。

○蒲原企画課長

おっしゃいますように、理念のところは非常に大事だというふうに思っています。

自立支援法ができたときに、大きな方向として、障害あるなしにかかわらず、地域で暮らせるという、そういう大きな方向を出しているわけでありまして。あるいはできるだけ働くという方向を出しているわけで、基本的な方向としては、そういうところをひとつ頭に置きながら、ご議論をお願いしたいと思っています。

それで、今日の論点は、かなりその意味でいうと、理念というよりもそれぞれの論点ごとのペーパーになっているんですけども、これは、個別の論点をこれからだんだん議論していく中で、おっしゃっているようなそういう理念のところも併せていろいろ議論が出

てくると思います。これはそういうところも含めて議論していく中で、また恐らく年末までの報告、何らかの形に取りまとめる過程で、そうした理念のところもちょっとパーツとして入れ込んでいって議論していくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、まずはこの個別の理念に沿って議論をしていく中で、後半のところでも少し、理念のところももう一回ご議論していただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますか。

○安藤委員

自立支援法がスタートしたときの、この障害者部会の反省があるんですね。今でも忘れられないんです。まず、グランドデザインが出てきたでしょう。応益負担について出てきたわけですね。それが審議の中で自立支援法になりましたね。その方向については、障害部会のほかの人たちは積極的に賛成できないというふうな方向だったんですけど、ともかく厚生労働省の事務局案に押し切られてしまって、仕方なくスタートしたというようないきさつがあるんです。したがって、このような論点が成立して、私たちはそれに基づいていると思って説明したとしても、事務局等の考え方の中で、その論点がきちんと法の見直しに備えがないじゃないかという懸念が、3年前のことがあるもので、頭から離れないんですけども、きちんとこれは障害者部会の審議を主に尊重する考え方に従うというような厚生労働省の方向があるわけでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、何かございますか。

○蒲原企画課長

今日は、お出ししている論点で、いろいろ議論いただくんですけども、議論の過程で、いろいろここで出た意見というのは、我々まさに尊重いたしますし、当然ながら、何か事務局が事務局の方向でやっていくということではなくて、ここの場での、毎回、毎回の議論というのをよく尊重して、それを最終的に何らかの形で、座長のお力も入れながら、全体的にまとめていくということだというふうに思っておりますので、何か事務局が皆さんの意向とは違うところに行くということは、全くそういうことはないようにやっていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

トラウマがあるとおっしゃっていましたが、ちゃんとそういった成文化されたものをも

う一度ここでかけていただいで、論議の対象にしていくという方向かと思っておりますので。
川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員

精神障害者の立場で申し上げますが、この自立支援法が就労につなげるということで、精神の人も就労できるということは大変に生き甲斐となることではないかと思っておりますけれども、実はこの5ページの3番の地域生活支援事業の中の論点の小規模作業所の移行促進についてなんです、実は、現在もなかなか移行ができていないところがあるというのが1つと、やはり精神の人にとりまして、一足飛びに就労というのは、大変にハードルが高いんです。それで、この小規模作業所が今まで果たしてきた役割というのが仲間づくりとか、癒しの場的なものでありまして、そういう場がやはりこの自立支援法の中に置いてほしいと、たしか何度もその場で申し上げておりますけれども、この中に含まれておりますか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

このいろいろな出た議論は、自立支援法に関係するものは、基本的には全部検討項目になるというふうに思っています。

今回は、主な論点ということで書いておりますけれども、今の話で言えば、小規模作業所の移行ということで書いていますけれども、小規模作業所が今どういう役割を果たしているかといったことを踏まえて、移行先もいろいろな移行先があると思います。

あるいは、移行先で何か今うまくいかないところがあれば、そこをどう変えるかということも含めて、幅広くここで議論してもらいたいと思っております。その意味で言うと、おっしゃっているような、就労にひとつ飛びいかないけれども、少しいろいろ皆さんが集っているいろいろなことをやっているという、その機能のところも含めて、どういう形でやっていったらいいかということは、ここで議論の論点に入っているというふうに考えます。

○潮谷部会長

また、ぜひ項目立てでやりますときに、お出しいただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。もしないようでございましたら……。

小板委員、お願いいたします。

○小板委員

4ページなんですけれども、手帳の部分で、知的の手帳がちょっとここから外れている

ような感じがしますので、これはぜひとも知的の手帳についても、様々議論があるだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいということです。

それから、もう一つ、先ほど安藤委員が言われたような、確かに障害者自立支援法の理念の第1項目としてはいいと思うんですけども、それがやはり実際に施行されてくると、それが逆に作用しているようなことはたくさん出ているはずだと思うんですね。

そこがやはり一番の議論の場所だろうというふうにはしか、私としては思えないわけなんですけど。そこをやはりきちんと詰めていかないと、各論ばかり持っていくと、やはりそのところが薄らいでいってしまっ、元に戻らなくなってしまうということです、やはり理念と実際に行われている施行とが、本当に整合性がついているかどうかというところが論点になることが大切だなというふうに感じております。

それともう一つは、与党から出てきた抜本的な見直しの報告書があるわけですね。これが実は、各種団体からずっと出してきた、一番の問題点というのは、集約されているような気がするわけですね。

ここもやはり含めて、大切な部分だろうと。ここをどういうふうに埋めていくのか。ここがやはり審議会としても一つの大きな役割ではないかというふうに感じますので、その辺のところをぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○潮谷部会長

要望ということが2点。それと知的手帳の問題、その点について、事務局のほうから。

○蒲原企画課長

4ページのところは、手帳制度という幅広く書いておりますので、また問題意識を別途いろいろ聞いた上で、そうしたこともここに入り得るというふうに思っています。

身障だけを特にここに書いているのは、身障の場合は、特に障害者の定義と手帳の保持というのが完全に法律上リンクしているということがあって、少しその辺を巡って議論があったということで、そこを主な論点として書いているということでございます。

○潮谷部会長

ほかに何かございますでしょうか。もしなければ、本日のテーマに入りたいと思いますが、ただ今の論点整理につきまして、皆様方の意見の中で、竹下委員のほうから、権利条約成立と自立支援法のこの関連見直し、この点については事務局に宿題という形で出ておりますので、後日、よろしくお願ひいたします。

今日、出された論点はまたそれぞれの項目の中で、深めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、2つ目の議題に入ります。

今日は、障害児支援の在り方、これが2つ目のテーマでございますので、この点につい

て、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木企画官

それでは、お手元の資料2が障害児支援の関係でございます。

資料2-①は1枚ぺらでございますが、これは先ほどの論点の障害児支援の部分を切り出したものでございますので、こちらをお手元に置きながら具体的なご説明のほうは、資料2-②、障害児支援の見直しについて、というもので進めさせていただきたいと思っております。

その資料の②をおめくりいただきまして、最初に見直しの経緯ということで1ページでございますけれども、自立支援法の附則で障害児支援について3年後見直しと、これは検討項目になっております。こういったことも踏まえまして、これまで障害児支援の見直しに関する検討会というところでご議論いただきまして、7月に報告書をいただいております。

本日のこの論点整理のほうは、その報告書を1つのベースにして整理させていただいております。

まず、最初に、そのページの真ん中、見直しの基本的な視点というところでございます。検討会報告のポイントという2つ目の○にございますけれども、障害児支援についても「自立と共生」という理念を踏まえた検討が求められるということで、この検討会のほうでは、4つ、基本的な視点ということを挙げていただいております。

おめくりいただきまして、2ページの上から4点ございます。

1つ目として、子どもの将来の自立に向けた発達支援ということで、子どもの時期からの適切な支援が将来の自立と自己実現につながるということを踏まえまして、子どもの将来の自立に向けた発達を支援していくという視点。

2つ目で、子どものライフステージに応じた一貫した支援ということで、入学や卒業などによって支援の一貫性が途切れないよう、関係者の連携を図り、子どものライフステージに一貫した支援を行っていくという視点。

3点目として、家族を含めたトータルな支援といたしまして、子どもの育ちの基礎となるのは家族であり、家族を含めたトータルな支援を行っていくという視点。

4点目として、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援ということで、子どものころから共に学び、遊び、育つことが共生社会の実現につながる。また、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けることが望ましく、できるだけ身近な地域において支援していくという視点。こういう4点をいただいております。

これにしたがいまして、本日、論点として、2ページの下のほうにございますけれども、事務局として論点としては、今、検討会の報告にございました4つの点、1つ目が子どもの将来に向けた発達支援、2つ目が子どものライフステージの応じた一貫した支援。3つ目が家族を含めたトータルな支援。4つ目ができるだけ子ども・家族にとって身近な地域

における支援という4つを基本的な視点としてはどうかということで書かせていただいております。

続きまして、3ページのほうでございますが、まず1つ目、個別の論点の1つ目が、障害の早期発見・早期対応ということでございます。そのうち、(1)障害の早期発見・早期対応への取組の強化ということで、その現状・課題の欄にございますけれども、出生前後や乳幼児期に障害が分かる場合。あるいは1歳半検診などで分かる場合。3つ目で、発達障害の場合など、保育所などの日常生活の場での「気付き」により分かる場合と、こういった場合がございます。

これに関しまして、検討会報告のほうでは、その下の欄の1つ目の○ですけれども、医療機関、母子保健、児童福祉、障害児通園施設などの障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを目指していく必要があると。

あるいは、市町村の自立支援協議会の活用、子ども部会の設置等により、関係機関の連携を強める。こういったことが指摘されております。

また、具体的な取組の例として、下の枠内にありますけれども、出産前後や乳幼児期については、親の心理的なケアを含めて、関係者が連携。1歳半検診などで分かる場合については、疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローする。あるいは、障害児の専門機関や保健センターなどの巡回支援。それから、保育所等の日常生活の場で分かる場合には、保育士などの気付きをそのままにしないと。研修とか専門機関による巡回支援を実施するという具体的なことをご指摘いただいております。

それから、おめくりいただきまして、早期発見・早期対応の2つ目として、「気になる」という段階からの支援。4ページでございます。

現状・課題のところがございますように、なるべく早く専門的な支援を行うことが大切であると、こういう認識の下でありますけれども、①発達障害などの場合で、明確な診断ができないケース。②障害があるが、親がそれに気付き、適切に対応できてないケース、こういったものなど十分な支援につながってないと。こういう場合があるというふうに認識をいたしております。

これにつきまして、検討会報告のほうでは、2つ目の○、後段にございますけれども、連続性を持って、重層的に対応して早期の支援につなげていくということで、具体的な取組の例として、①のところですが、身近な敷居の低い場所での支援ということで、障害児の専門機関、保健センターなどに出向いていく。あるいは、2番目で、障害の確定診断前からの支援ということで、親の心が揺れているような段階から発達支援のサービスを体験的に利用。こういったことをご指摘いただいております。

こういったものを踏まえまして、おめくりいただきまして、次のページの5ページのところですけれども、論点としては、以下のように挙げさせていただいております。

1つ目が、障害の早期発見・早期対応の取組についてですけれども、各地域において医療機関、母子保健、児童福祉、障害通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、な

るべく早く親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきではないか。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置するなどにより活用を図るべきではないかとさせていただいております。

それから、2つ目で、「気になる」という段階からの親子の支援ということにつきましては、障害児の専門機関が保健センターなど親にとって身近な敷居の低い場所に出向いていたり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験利用できるようにしていくなどの取組を進めていくべきではないかということで論点として挙げさせていただきました。

おめくりいただきまして、2つ目の柱で、就学前の支援ということで、小項目の1つ目が、保育所などでの受入れ促進ということで、現状と課題欄にございますけれども、保育所での障害児の受入れは年々増加しているという状況でございます、引き続きまして、保育所での障害児受入れを促進していくということで、保育士の資質の向上も図っていく必要があるというふうに認識をいたしております。

これに関しまして、検討会報告のほうでは、6ページの下のほうですけれども、障害児の専門機関が、保育所などを巡回支援していくことにより保育所などでの受入れ促進をする。それから、障害児通園施設などに通っている子どもが並行してなるべく多く保育所などに通えるようにしていくというようなことをご指摘をいただいております。

おめくりいただきまして7ページですけれども、2つ目として、障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実ということでございます。

現在、通所型の施設といたしましては、右の表にございますように、知的障害通園施設とか、難聴児通園施設とか、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス、重症心身障害児（者）通園事業、こういったものがございますけれども、こういったものについて検討会報告のところでございますけれども、障害児の通所施設について地域への支援機能を充実していくという観点から、保育所などへの巡回など、外に出て行って障害児や保育士などを支援する機能。あるいは、発達上、支援が必要な子どもについて、相談支援やコーディネートを行う機能、こういうものを十分に果たせるようにしていくべき。

あるいは、次の2つ目の○ですけれども、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設の一元化の方向で検討していくべき。

それから、一番下の○で、予算事業として実施されている重症心身障害児（者）通園事業の充実について法令上の位置付けも含めて検討すべきというご指摘でございます。

8ページのほうですけれども、本部会におきまして、これまで同様の趣旨のご意見をいただいております。

それで論点といたしましては、1つ目、保育所での受入れということで、障害児の通所施設が保育所などを巡回支援していくことを障害児の保育所などへの受入れを促進していくべきではないか。

2点目といたしまして、障害児の通所施設について、地域への役割を強化していく観点

から、地域に出て行って、親子や保育士などを支援する機能や発達障害などの子どもの相談支援を行う機能を十分果たせるようにしていくべきではないか。

3点目といたしまして、障害児の通所施設について、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化の方向で検討していくべきではないか。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているもの等があるものを踏まえ、その在り方を検討すべき。あるいは、また重症心身障害児（者）通園事業の充実について、法令上の位置付けも含めて検討していくべきではないか。このように論点としてさせていただいていました。

次に、3点目で、学齢期・青年期の支援策ということで、これについては、1つ目の項目で、放課後や夏休み等における居場所の確保ということで、現状と課題欄にございますように、学齢期の放課後や夏休み、こういうときにおける居場所の確保策の充実を求める声が大変多いというふうに認識をいたしております。

これにつきまして、検討会報告のほうでは、1つ目の○の真ん中以降ですけれども、子どもの発達に必要な訓練や指導など、療育的な事業を実施するものについて、放課後型のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討すべき。

それから、次の○で、放課後児童クラブなんですけれども、後段で専門的な対応を図っていくために障害児の専門機関が放課後児童クラブなどについても巡回支援することが考えられる。こういったご意見をいただいております。

次に、10ページのほうで、同じ学齢期・青年期の話でありますけれども、2つ目が卒業後の就労、地域生活に向けた教育、福祉、就労施策の連携ということで、現状と課題の欄にございますけれども、そこに参考で書いてございますように、特別支援学校高等部などの卒業生は、就職が23%、授産施設などの利用が56%と、こういった状況にあって、上の○に書いていますけれども、学校卒業後に円滑に地域生活、就労へ移行できるように、教育・就労施設の連携を図っていくことが必要。こういうふうに私どもとしても認識いたしております。

この点について、検討会報告では、在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、体験的な福祉サービス利用ということが考えられるとご提言いただいております。

これにつきまして、おめくりいただきまして、11ページで、学齢期・青年期のお話の論点といたしましては、1つ目で、放課後、夏休みの支援について、1、現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休みなどにおける居場所の確保が求められていることなどを踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など、療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施することとしてはどうか。

それから、2点目といたしまして、放課後児童クラブ等についてですが、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して、巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきではないか。

3点目で、卒業後のことですが、卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育、福祉、就労施策の連携を強化し、例えば、学校の在学中から夏休みなどにおいて、体験的に就労移行支援事業などを利用していくこととしてはどうかというふうに論点を掲げさせていただきました。

4点目といたしまして、12ページでございますけれども、ライフステージを通じた相談支援の方策ということで、現状課題欄でございますけれども、2つ目の○ですけれども、そのときどきに応じて、いろいろな関係者が支援を行うことが必要でありまして、その連携システムが大事であると。

特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時、こういったときに、支援の切れ目が生じないということが大事であるというふうに認識しております。

それで、この点について、検討会の報告のほうでは、1つ目として市町村を基本とした相談支援体制。その○の1つ目ですけれども、市町村を基本としてそれを障害児通園施設などの障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制、これを地域の実情に応じて構築。

それから、2番目として、関係者の連携の強化といたしまして、地域自立支援協議会の活用などにより関係機関の連携システムを構築ということ。

それから、3点目で、個別の支援計画の作成あるいは活用を進めていくべきといったことをご提言いただいております。

おめぐりいただきまして、13ページのところで、部会でもライフステージに寄り添った相談支援であるとか、相談の入口のハードルを低くすべきとか、個別の支援計画を作成、こういったことについて、ご意見いただいているところでございます。

こういったものを踏まえまして、相談支援に関しましては、1つ目として、市町村を基本として、それを障害児通園施設などの専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を地域の実情に応じて構築していくべきではないか。

また、障害児の親子にとって、身近な敷居の低い場で支援が行われることが必要であり、例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすいところとするため、名称を改めるなどの工夫が必要ではないか。

2番目としまして、連携については、地域自立支援協議会の活用、子ども部会の設置などにより、関係機関の連携システムを構築し、特に、学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図っていくべき。

それから、3つ目で、個別の支援計画については、ケアマネジメントの観点から各支援者がどのような役割分担の下で、それぞれ支援していくかの個別の支援計画づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきではないかということで、論点を挙げさせていただきます。

5番目といたしまして、家族支援についてです。

現状と課題のところでありますけれども、家族は育ちの基礎ということで、家族を含め

たトータルな支援ということが必要と認識しております。

また、よくぎりぎりまで頑張って、結局、在宅で育てられなくなる、こういったこともお聞きするわけでありませけれども、こういったものを防ぐためにもレスパイト、これが大事であるというふうに認識いたしております。

この点に関して、検討会報告におきましては、1つ目として、家族の養育などの支援ということで、そこに①、②、③とございますけれども、専門家による心理的なケア、カウンセリング、あるいは専門機関による養育方法の支援。3つ目として、保護者同士の交流や障害児の兄弟に対する支援と、こういったものについての支援を検討すべきという意見をいただいております。

それから、レスパイトにつきましては、その支援を図ることが重要。それから、経済的負担などにつきましては、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要ということです。

裏側の15ページです。これについても本部会におきましても、親の支援について、あるいはレスパイトについて、ご意見をいただいているところです。

これを踏まえまして、論点といたしまして、2つ掲げさせていただいております。

1つ目が、家族に対する養育方法についてですが、障害児の家族が障害の発見時に適切に対応していくことやその後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①専門家による心理的なケアやカウンセリング、それから専門機関による家庭における養育方法の支援、保護者同士の交流や障害児の兄弟に対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきではないか。

2つ目で、レスパイトについてですが、ショートステイの充実など、レスパイトの支援を図るとともに、現在の利用料の軽減措置を継続するなど、家族の負担の軽減を図っていくべきではないかということで案を整理させていただいております。

続きまして、16ページで、入所施設の在り方といたしまして、1点目が、障害種別による類型ということで、現状・課題欄にございますが、障害児の入所施設は障害種別などによって、7類型、右のほうに表で書いてございます。

他方、障害者、大人の方の施設については、3障害の共通化ということで、また学校教育でも、特別支援学校ということで、複数の障害種別を対象という形への転換が進められているということでございます。

こういったことで、障害児支援施設についても例えば現状でも肢体不自由児施設を知的障害、発達障害がある子どもが利用するということが増えていると認識いたしております。

この点に関しまして、検討会の報告のほうでは、1つ目の○にございますが、障害児施設についても障害の重複化などを踏まえれば、基本的な方向としては、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくことが適当ということで、幾つかの留意事項もいただいております。

おめくりいただきまして17ページ、2点目で、在園期間の延長ということで、以前もこの会でご質問などありましたけれども、知的障害児施設、肢体不自由児施設は、必要があ

れば満18歳以降も在所できるという仕組みになってございます。

また、重症心身障害児施設のほうは、継続入所のほかに新たに18歳以上の方であっても、入所できるというふうになっております。

こういう状況で、右の表にございますけれども、いわゆる加齢児、18歳以上の方は、知的障害児施設の場合であれば4割、重症心身障害児施設であれば、9割弱というようになっている現状でございます。

これにつきまして、検討会の報告のほうでは、1つ目の○の中ほどからですが、機能的には、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進めて、障害者施策として対応していくということについて検討していくと、こういう意見が出されたというふうになっております。

こうした見直しを行う場合には、支援の継続性を確保するための措置や現在入所している者が施設から退所させられることがないようにする措置など移行に当たっての十分な配慮が必要というふうにも併せていただいております。

それから、3つ目の○で、特に重症心身障害児施設については、下線のところですが、重症心身障害児（者）の特性に応じた支援が保たれるよう、小児神経医や本人をよく知る保育士などが継続して関わられるようにするなど、児・者一貫した支援の必要性や現在入所している方の継続入所について十分な配慮が必要というふうにいただいております。

また、最後の○ですけれども、重症心身障害児（者）の在宅での支援施策、医療的なケアを提供できる短期入所であるとか、訪問看護、通園事業などですが、これについても充実することが必要と、こういうご意見をいただいております。

入所施設の在り方の3点目でございますけれども、障害児の入所施設・住まいの在り方ということで、この点に関して、検討会報告では、1つ目の○では、専門的スタッフの配置の充実。2つ目の○のところですが、小規模の単位の支援ができるような施設の在り方について、検討が必要。あるいは、地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度、専門里親制度、あるいは自立体験グループホーム、ケアホーム的な住まいの在り方、こういったものについて、いろいろな意見があったことを含めて、在り方について検討を進めるべきというご意見をいただいております。

こういったことを踏まえまして、入所施設の在り方につきましては、19ページの論点として、3つ掲げさせていただいております。

1点目が入所施設の一元化ということで、入所施設については、障害の重複化などを踏まえまして、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくべきではないか。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮するとともに、例えば重症心身障害児について、手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準などについて検討していくことが必要ではないかというのが1点目です。

それから、2点目で、在園期間の延長措置などについてですが、障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、満18歳以上の入所者は障害者施策で

対応していくよう見直していくべきではないか。その際には、支援の継続性を確保するための措置や現に入所しているものが退所させられることがないようにするなど、配慮が必要ではないか。特に、重症心身障害児（者）については、児・者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要ではないか。また、重症心身障害児（者）の在宅での支援について、充実を図っていくべきではないかということで、論点をさせていただいております。

3つ目で、障害児の入所施設、住まいの在り方ということについては、障害児の入所施設については、心理的なケアが行える専門的なスタッフの充実や小規模な単位での支援ができるような施設の在り方。障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方。地域の中の専門機関としての役割の強化について検討していくべきではないかということで、論点をさせていただいております。

それから、7番目で、行政の実施主体ということで、20ページでございます。

(1) 障害児施設についての実施主体ということで、現状・課題の欄にございますけれども、現在の制度では、実施主体が都道府県、指定都市、児童相談所設置市、これが障害児施設の実施主体ということになっております。

一方で、ご承知のとおり、在宅の支援施策、ヘルパーなど、あるいは児童デイサービス、保育所などの施策、こういったもの。それから、大人の方の施策は実施主体が市町村ということになっておりまして、障害児施設についても、身近な市町村の役割を高めていくということが必要と思っております。

他方、障害児施設は数が少なく、広域調整が必要なこと。あるいは、入所の必要性などについて、専門的な判断が必要なこと。こういったことを踏まえまして、都道府県、あるいは都道府県の児童相談所の専門性に基づく関与という必要性もあるというふうに認識をいたしております。

この点につきまして、検討会報告では、通所施設については、実施主体を市町村としている方向で検討していくことが考えられる。この場合、特に町村については、都道府県の支援が必要。それから、入所施設については、3つの案が併記されておりまして、その3つの案ごとに課題を整理していただいているわけですが、第1案は市町村とする案。これについては、児童養護施設などへの入所と実施主体が異なることとなるので、障害児が虐待された場合などの判断に課題があるという課題がございます。

それから、第2案として、措置は都道府県、契約は市町村ということで、措置によって入所される場合、契約によって利用される場合、これで実施主体が異なると、混乱が生じる恐れがありという課題をいただいております。

3つ目の案で、当面は都道府県ということで、この場合は、当面都道府県がやるとしても、市町村の関与も必要である。将来的には、市町村とすることを検討すべきというような形で、論点の整理をいただいております。

次のページで21ページですが、それからもう一つの論点として、措置と契約の関

係についてなんですけれども、現状・課題のところにございますけれども、保護者による虐待、あるいは養育拒否、こういった場合は、措置ということでございまして、それ以外の場合は、契約によるというふうな形に入所はなっております。

ただ、現在、次の○にありますけれども、措置による場合と、契約による場合について、都道府県によって判断に大分差があるのではないかなというような状況でございます。

それで、この点に関して、検討会報告のほうでは、下のほうの1つ目の○で、障害児施設への入所が措置か契約かの判断をより適切に行うべきという観点から、措置とするか契約とするか、これについては、障害児の権利、社会福祉制度全体の改革の動向、それから利用者と事業者の対等な関係づくり、こういったものに十分配慮して、さらに検討すべしと。

それから、次の○で、全国的に適切な判断が行われるように、関係団体などからも意見を十分聞いた上で、判断基準をさらに明確化していくということをやって、国において、両方を分けるガイドラインをきちんと作成していくことが求められると、こういったご指摘をいただいております。

おめくりいただきまして22ページですけれども、これで行政の実施主体ということについて3点論点を掲げさせていただきました。

1つ目で、通所施設の実施主体といたしましては、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討することとしてはどうか。

2つ目で、入所施設については、児童養護施設などの入所の実施主体が都道府県とされていることなどを踏まえ、実施主体をどのように考えるべきか。当面、都道府県とする場合には、市町村の関与を強めていくべきではないか。

それから、3点目、措置と契約につきましては、障害児施設の入所について、措置か契約かの判断をより適切に行うべきとの観点から判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとしてはどうかというふうに掲げさせていただきました。

最後に、法律上の位置付けなどについて、検討会の報告のほうで、1つ目の○でありますけれども、障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方から、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきという意見をいただいております。部会の中でも、児童福祉法の枠組みの中でというような意見をいただいております。

これで一番下のところですが、論点として、根拠法につきましては、児童福祉法に位置付けることを基本としてはどうかというふうにさせていただきました。

以上に基づきまして、ご議論いただければと考えております。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様、お聞き及びのとおりに、障害児支援の論点は、非常に多岐にわたっております。そこで、できましたら前半と後半というふうに分けて論議をさせていただければと思っております。

前半といたしましては、ページで言いますと、ただ今の説明資料の15ページまでのライフステージに応じた支援の充実。それらか、相談支援や家庭支援の充実。ここまでを前段と。そして、後段といたしまして、施設機能の見直し等による支援の充実、こういうふうに分けさせていただければと思います。

もちろん、関連が前段、後段ございますので、その場合には、どうぞご遠慮なくご発言いただいて結構でございます。

また、お願いですけれど、できるだけポイントを絞って、よろしくご発言いただきたいと思っておりますし、論点の中で、整理をされているページ、ここが明確に分かった上でご発言される場合には、「何ページのことに関連して」と言っていただけますと、より皆様方にとっても分かりやすいかと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

大濱委員、どうぞ。

○大濱委員

まず、6ページ目からなんですけど、就労前支援ということで、保育所での受入れの促進ということで、非常に障害児が受け入れられているということがここに書かれているんですけど、私は、実際相談を受ける、子どもさんの親御さんからいろいろ相談を受ける場合に、保育園に確かに障害児の方が行った、その後、特別支援学校に行くのではなくて、一般学校に行きたいという相談がよく来るんです。

その場合、教育委員会と話して一般学校にオッケーですよと、なぜそこに、一般のほうに行きたいかということ、要するに保育所の中で、友達がいっぱいできたと、その友達とそのまま付き合いたい。そうすると近くの学校に行きたいと。障害を持っていても、お互いに分かりあえる。友達ができた。

それが、特別支援学校に行くと、その友達の関係が切れるので、できるだけその友達と一緒にいたいので、一般学級に行きたいんだという親御さんからよく相談を受けて、それをどうしようという話になって、教育委員会は最初は「ノー」って言うんです。いろいろ話していくうちに、教育委員会でも「分かました」ということで、一般のほうに行くことが可能なんですけど、そのときに問題になるのは、学校に通う場合、これは自立支援法で使えないんです。通学の場合は、自立支援法の上では、通学についてはこの制度は使えないというので、教育委員会のほうで、あとはどうするかということ、1時間1,000円ぐらいとかで、教育委員会のほうの予算のほうからこれを出して、学校に行きなさいと。ただ、週3回ぐらいしか行けないから、あとは親御さん、行きなさいと。

そうすると、親御さんが働いていて、なかなか学校に行けないで、ボランティアを探す、

という問題が現場で起こっていて、それでどうしようかという相談が、現在私のところに、去年あたりからそういう問題が寄せられているという現状がありますので、今後一貫したということを強調して言われていたので、就学前の保育所から、小学校に行く場合、そこら辺の在り方についてどういうふうに整理していくのか。そこら辺もきちんとしていないと、これ、ちょっとこのままだと手が抜けているんじゃないかというのが1点です。

あと2点目ですが、卒業後ですが、これは特別支援学校の高等部、10ページ目の現状・課題ということで、特別支援学校の高等部の卒業の進学が、就職が23%、授産が56%、約80%ですか。あとその20%の方たちがどうしているのか。家に閉じこもったままなのかということもお聞きしたかったのと、それと私たちのところに寄せられているのは、中学校卒業した後、高校に進みたいと、大学に行きたい、そういう場合、ちゃんとした制度上の問題で、やはりこれも学校に行くときに、自立支援は使えない。これは、文部科学省のやはりマターになってくる。これは、厚生労働省と文部科学省がもうちょっときちんと話合って、ちゃんと学校に行けるような仕組みづくりをしていかないと、この縦割りのままだと、これがうまくいかないのではないかと思います。

あともう一点、最後に、実際の問題として、地域に住んでいた子が大学に合格しました。ということになると、例えば東京に住んでいた子が東京で自立支援で生活しているわけです。その場合は、東京都が予算を出しています。

ところが、大学に通い出して、親から仕送りを受けると、その子の出身地が支給決定して、出身地がお金を払わなくちゃならないということになっていまして、出身地が小さな市町村だと、例えばその子が非常に重度で17時間、20時間近い支援が必要だったということだったんですが、これが小さな市町村になりますと、そんなに支給ができません。ということになってきて、実際に大学には合格したけど、生活できないじゃないかという問題が実際問題として起こってくるということで、私が去年あたりもそれである区のところに行って、区の区議長とかいろいろ話をして、何とかそこら辺をしてくださいということで、ある程度やっていただいたり、そういう動きもしたんですが、私が個人で動くのではなくて、これは法律の中できちんと大学にも行ける、高校にも行けるという制度にしていかないと、これは本当に自立支援法ではないんじゃないかということなので、この切れ目のないということをかなり強調されているので、ぜひここら辺をきちんともうちょっと整理していただきたいというのがお願いです。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

この点に関して、皆様方の中で、もう少し関連とかございませんでしょうか。

林参考人。

○林参考人

ただ今の大濱委員さんの中で、保育園の障害児の受入れ、そしてその後、中学について一般学校を希望されたときに、なかなか難しいというお話だったんですが、当市のちょっと取組を簡単にご紹介させていただきます。こういうことでもできるのかなというところなんです。

当市においては、保育園に障害児を受け入れるというのは、今からだいたい12年ぐらい前からやっているわけなんです、その中で、保育士をもちろん加配する。昨年からは、看護師も加配いたしまして、医療的ケアの必要な障害を持った子どもさんの受入れも行っているわけです。

そのほかに、学校に今度就学するという事になった場合に、今までだと就学支援委員会でしたか、そういったことでその障害者の方については特別支援学校なり、そういった言葉はちょっと悪いですが、振り分けというような形になってくる。

ところが、先ほど大濱委員さんがおっしゃったように、友達が保育園から学校へ同じに行くんだということの中で、やはりご本人、あるいは親御さんが一般校を希望するのであれば、ぜひ一般校で受け入れなければおかしいだろうということで、東松山市としても、平成8年から介助員制度ということで設けまして、介助員の方は現在もう50名近くいるんですけれども、徐々に増やして50名いるんですが、地元の小中学校への受入れを行っています。

今年からは医療的ケアの必要な子どもさんも就学しましたので、その対応も看護師を配置するという形で行っているということをしております。

基本的には、当市の市長も常々言うんですが、兄弟で同じ学校に行けないのはおかしいだろうというようなことからこういったことを手がけてきたわけです。

共生という社会を目指すためにも、子どもさんのうちから、小さいうちから、このような取組を行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ちょっと確認させていただいてよろしゅうございますか、その加配は、保育所段階にも加配し、そして通学するそこにも加配するという、そういう二重にわたって配慮しているという、こういう理解でよろしゅうございますか。

○林参考人

保育園にも、障害児1人について1人の保育士をつけています。これは、市立の保育園になるわけなんですけれども、そういう形で扱っております。それから、小学校なり中学の場合には、時間がちょっと長い場合もありますので、1人の生徒について1日おきですが、2人相当ぐらいつくように、例えば1日おきに介護士の方が従事するという形で行っております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

大濱さんの制度設計上からシームレスになってないところを東松山市が非常に独自に制度を補っていらっしゃる、隙間を補っていらっしゃるという、大変素晴らしい報告をちょうだいいたしましたけれども、これに対して、文科省側から今日せっかくおいででございますので、何かお話がございますなら、よろしく願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

就学の問題についてのご意見だったと思うんですけども、子どもたちの就学につきましては、保護者の意向も踏まえつつ、その子どもを最大限、どういう場で一番伸ばせるのかという観点で、これはもう公教育でございますので、教育委員会が責任をもって決めていくというのが現在の仕組みでございます。

その中で、平成14年度からは認定就学ということで、基本的には特別支援学校に入学するのが適切な子どもであっても、市町村において、通常の小中学校でしっかりと教育ができる、責任を持って教育ができるという判断をされた場合は、小中学校へも進学できるような仕組み、柔軟な仕組みにしてきております。

また、小学校、中学校についても、特別支援教育支援員というものを配置しまして、これは介助であったり、学習の補助であったり、そういった支援をする方を小中学校にも整備していくというふうなことで現在取り組んできております。かなりその小中学校へもそういう障害の方々の受入れというのが実態として進んでいるというふうに承知しております。

私ども、平成19年度から特別支援教育をスタートさせまして、そういう意味で、現在幼稚園から高等学校までの体制整備を進めておるわけでございますけれども、この厚生労働省さんとの関係について申し上げますと、就学前から学校卒業後まで一貫した支援というものが課題だと思っております。

特に、今もご意見がございました幼児期から義務教育段階、小学校へのつなぎ目、あるいは高校卒業後、就労、福祉、医療へのつなぎ目、そういったところが課題になっていると思っております。そのためのツールである個別の支援計画というものが重要になると思っております。

そういった移行期において、この行政の主体というものが福祉部局等から教育委員会、また教育委員会からこの福祉部局等になるところでございますので、そういった辺り、一貫した支援が受けることができるよう、この行政の関係部局、特にこの市町村の教育委員会と首長部局の連携体制が重要であると思っております。

文部科学省としましても、厚生労働省さんしっかりと連携をしながら、そういった障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握しまして、適切な教育、必要な支援を

行うことができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

○大濱委員

今の中で問題なのが、学校に通う場合、通学の問題がかなり問題なんです、この辺はどこが負担をするのかとか。親御さんが行けない場合どうするのかと。今、仕組みがないわけです。これは東松山市さんの場合も、そこら辺どうなっているのか。ちょっとそこら辺を教えていただければと思うんですが。

○潮谷部会長

まず、東松山市のほうから。

○林参考人

通学については、親御さんが学校までというのはされているようです。学校中では、全部こちらでやっていますけども、学校までは親御さんの負担になっていると思います。

あと移動支援を使っている方はいないと思うんですが、ちょっとその辺、細かいことは、申し訳ないですが。

○潮谷部会長

文部科学省のほうでいかがでございますでしょうか。あるいは厚生労働省のほうでも。つまり大濱さんのご指摘の中では、学校教育現場はそういう制度的なものが整備されているかもしれないけれど、学校に到達するまでの障害児の支援、これが具体的にどのように考えられているのか。あるいは今後、制度設計という形の中で、文部科学省、厚生労働省連携の中で、何か課題認識を持ってらっしゃるのかどうかということではないかと思いますが、よろしゅうございますか。

その辺について、何かございますか。事務局側から。

○藤井障害福祉課長

障害福祉課長でございます。大濱委員のご指摘、本当に大事な論点だと考えておりますので、今後とも、文部科学省のほうとも密接に話し合いをしながら進めていきたいと思っておりますけれども、通学の際の支援につきましては、市町村、私どもの補助金のほうで支援をしております適正化支援事業の中の移動支援で、対象になる場合があるといいますが、一応こういう制度の枠組みに入っておりますので、市町村の対応によっては、対象になる

場合もあると思いますけれども、ただ一般的に聞いておりますのは、学校に行くとか、あるいは企業に就労で通うとかという場合の通学なり通勤というのはむしろ学校ですとか、相手側のほうの対応という整理が行われているやに聞いております。

そこはまた、文部科学省さん何かございましたら、現状等お話しただければありがたいと思います。

あともう一つ、大濱委員がいろいろおっしゃった中で、ちょっと細かい話で恐縮ですが、大学に、地方から東京に出てこられた場合等の取扱い等がございましたけれども、基本的には大学になりますと18歳以上でございますので、大人障害者だというそういう整理にまたなっただけでございますけれども、住民票が基本になっているようでございますので、住民票がどちらにあるのか、もし東京に移されていけば、東京のほうの施策も対象になるというふうに整理をしております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

通学移動については、今後、省庁間で少し論議をしていただいて、制度設計の中でどのようにやっていくのか。あるいは従来ありました施策の中で、それを明確に位置付けていくのかという課題が出てくるかと思っておりますので、事務局のほう、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。宮崎委員。

○宮崎委員

今のお話少し関連して補足させていただきたいんですが、10ページに大濱委員さんからご質問がありました現状と課題の特別支援学校の高等部等の卒業生の進路状況、これは就職している者が23%、授産施設利用等が56%、そのほかが抜けているんですが、これは障害種によって学校種によって違うんですが、残りは進学等ということになるかと思っております。

なお、就職している者の23%はあくまでも特別支援学校、5障害あるんですが、そのトータルのもので、障害者によって大分異なりがあるというご理解をしていただきたいと思っております。

実は、もう一つ、先ほど企画官からお話があったことと関連しますが、特別支援学校は、障害者に応じたきめ細かな対応をしていくということで、それぞれの障害者のお考え等やその支援のありようで、学校種というのがこれまで対応してきたわけですが、複数の障害に対応できるような仕組みに変わりました。

このことができるだけ障害児（者）の権利、それから教育の保障というようなことで、寄与してきたことは事実でございますので、一般学校がそういったお子さんたちの全てに対応ができる仕組みにまだ十分になっていないということ。

あるいは小学校に入ってから、何年か後には、この学校でなかなか対応できないということで、学校間の移動というんですか、そういったような非常に柔軟な仕組みというのを考えられていると思いますし、そういう意味での就学相談や教育相談というのが充実していくというふうに思っておりますし、先ほどありましたように、認定就学制度といったようなものを活用しながら、対応ができていく仕組みができていくというふうに私は思っています、この辺りは先ほどあったようなことで、またさらに充実をさせていく必要があるだろうというふうに思っております。

2点目に、先ほどは通学保障の話があったんですが、11ページのところに、放課後や夏休み等における支援ということで、それと関連をしているものですが、今日、出していた自立支援法の見直しに係る主な論点の中の、個別論点の地域生活支援事業の中に移動支援が、市町村が対応してくださっているんですが、学校から保育所やあるいは児童クラブ等へ移動をするようなときに、この移動支援が使える場合と使えない場合というのがやはり出ているんですね。

ですから、その辺りについても、トータルで今後自立支援法の見直しを検討されるときに、併せて検討していただくと、そうしたところで格差というんでしょうか、区市町村で違いが出ないような仕組みができていくのではないかとこのように思われます。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員

私は、早期発見、早期対応のところで意見を述べたいと思いますが、まず基本的な認識として、障害者自立支援法でやるべきことと、それから児童福祉法でやるべきこととをきちんと整理しておく必要があるのではないかとこのように考えていまして、例えば、気になる子どもをどうするかというような話までも、障害者自立支援法でやるのかというのが、基本的には納得がいかない。子育て支援という今我が国の児童施策にとって非常に重要なテーマがあるわけですが、児童福祉法の中の子育て関連事業、子育て支援に関連するいろいろな事業のメニューが書かれていますけれども、そこには、障害という言葉が、私が読んだ範囲では出てきません。

まさに、気になるとか、あるいは育て方が難しく、どうしていいかわからないとか、そういう状況にある親子を支援していくという仕組みは、子育て支援の枠組みの中で、すなわち法的に言えば、児童福祉法の枠組みの中できちんと対応していくことのほうが、ここに書かれているハードルが高いとか低いとかという問題も、合理的に解決されるのではないかと思います。

早期の段階からの話でも、専門的という言葉が、人についても場所についても盛んに出てくるわけですが、少なくとも人に関しては、いろいろな可能性があったとしても、場所について特定をする必要はないというふうに思います。

先ほど来、話が出ているように、多くの保護者はやはり周りの子どもと一緒に育てたい。将来を見通しても、地域で生活をしていくということを考えれば、その子が育ちのプロセスの中で、どれほど広範な人と出会っていくかということが非常に重要なことだと思いますので、早期発見、早期対応というのを過度に強調することによって、一見整った制度のように見えるけれども、逆に子どもが非常に閉鎖的な回路の中でしか育たないということもあるということを十分に認識する必要があるのではないかと思います。

したがって、繰り返しになりますけれども、児童福祉一般の中で整理できる仕事に関しては、むしろそちらを充実強化するというアプローチの仕方を考えるべきではないかと思っています。

ちなみに、先ほど、東松山市の林さんから発言がありましたけれども、そういう体制が整っていく中で、私がかつて理事長をしておりました法人が運営する知的障害児の通園施設は、東松山市の子どもだけでももちろんありませんけれども、40人の定員がいつもいっぱい、さらに4月には10人、20人という待機児童がいるような地域だったんですけれども、この10年間で、10年間あまりの中で、状況が変わって、5年前に施設を閉鎖することに成功したといいますか至りました。

それは選択肢が増えれば、どちらが選ばれるかということ、やはり保護者としては、必要なサービスが当たり前の場所で受けられるならば、そちらを躊躇なく選んでいく。あえて施設の側から施設解体ということを行わなくても、結果として保護者の選択の中で、そういう事態になったということを示し添えたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

その点について、もう少し皆さんの意見を。

はい、どうぞ。

○中村参考人

JDDから参りました中村と申します。

今のご意見に関しまして、専門的という言葉の使い方について、ちょっと申し上げたいと思うんですが、私どもは、いわゆる発達障害、支援法の枠の中で支援を必要とする子どもたちについて、支援の充実をということで動いている団体ですが、いわゆる専門的という言葉の中には、決して最初から障害児という枠の中に埋めるということではなく、いわゆる今、佐藤先生がおっしゃった子育て支援の中に、配慮事項として専門的な視点を組み入れていくということの重大性ということで、ずっとご意見を申し上げてまいりました。

決して場所を限定するとかそういうことではなく、普通に子育てする中でも、ある意味、対処の仕方の中で、きちんと1つの方法というか、配慮事項というものが押さえられていれば、その子どもにとって分かりやすい対応になるという部分で申し上げてきた意見です。ですから、専門的な機関の利用というものそのものが悪いというのではなく、専門的な機関がどのように関わっていくかという部分が重要ではないかと思えます。

もちろん障害という枠の中だけで全部押さえることがいいというのではなく、いわゆるグレーゾーンといわれる方々については、ある意味、障害告知というものを行う以前の段階で、子育てのいわゆる配慮の中に、専門的な視点をどのように組み入れていくか。ある意味それが将来的に、いわゆる階段を上るのではなく、スロープを上るような形で、その子に必要な支援の形ということが明確になっていくという部分が必要ではないかと思っております。

もう一つ申し上げたいのは、発達障害の子どもたちの中で、大変支援度が高い方については、ある意味、やはり私は場の設定が必要なものもあるのではないかとこのように思っております。多分これは文部科学省部が進めている特別支援教育の中でも押さえられている点ではあると思うんですが、画一的に場があるのが悪いとか、場がないのがいいとか、そういう論議ではなく、ぜひ一人一人の子どもに必要なニーズを押さえるために、専門性をどのように活用していくかという部分を考えていただけたらなというふうに思えます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

副島委員。

○副島委員

私ども、知的障害の親ですけれども、ここの中に入っている、今の対応の仕方のところですが、気になる子どもたちの親の気持ちというのは、すごく不安定になっていて、どういう形で今のグレーゾーンや、結局そこから落ちこぼれていく親たちをどのように救い上げていくかということに非常に神経を使わなければならない面がありまして、それで、このポイントに、母子保健という言葉を教えて我々は強調したんです。

要は、子どもを産む段階に一番関わっておられるのが保健師なんですね。保健師が関わっている間は、障害とか、障害があるなし全く関係なくして、通常の子どもとしての関わりなんです。それが、発育する中で、ちょっと遅れがあるんじゃないかという、そういう気になる段階に入ったときに、新しい専門的なところへの足の運びというのはなかなか難しいんです。

それよりも、今まで関わってきた母子保健、そういう保健師との安心できる人間関係から、自分の子どもについての冷静な助言とか、親の冷静な見方、そういうものがそこに働くことによって、早く自分の子どもに対する正しい認識ができて、その次のステップに進

めていくと思うのです。我々としてやはり、そのときの取組の遅さによって大変な障害を抱えるとか、発達の遅れを抱えて、子育てができないとか、子育て放棄になってしまう。そういうところが我々の中にも見えてきました。

つまり、発達に対する気付き、それをどうやってフォローしていくのかというところで、ぜひこの母子保健との連携を今よりもさらに密に、検診時も、検診の後も含めて、継続した支援と言いますか、親への必要な支援というところへ結びつく方法がないのかと考えたことです。そのときに、障害児だから、障害があるからということでの関わりだったら、親はどうしても抵抗があります。

だから、先ほどから言われているように、子どものことに対しては、児童福祉法を基本として、健常児の子ども、障害児の子ども、全てを対応していくような状況をつくっていかないと、最初の段階から、例えば自立支援法のように障害のレッテルを張ってしまうと親は、その次のステップに進むことに躊躇してしまうんですね。そういうところをしっかりと踏まえていくことがここでは大事だと思います。我々の心配は、まさにこのところです。気になるという意識の時を支え、よりそいが重要なのです。ぜひその点を考慮してください。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

副島委員のただ今のご意見は、5ページのところの論点案のところ、母子保健、児童福祉法等々の関連性が言われておりますけれども、皆様方の中で、さらに何かご意見ございませんでしょうか。

林参考人、どうぞ。

○林参考人

今の副島委員さんからお話、ごもつともということで、本市としても独自に市の単独事業として、障害児の保育・巡回指導業務という、そういうのを立ち上げています。いわゆる市立保育園は5園あるんですけども、年に3回ずつ、それぞれ専門機関といいますか、佐藤委員が先ほどおっしゃったんですが、その施設のクリニックがあるわけなんですけれども、そちらのほうの医師、それから相談員等もお願いしてやっております。

障害児等に対する指導、あるいはケース検討会議ですとか、関係機関との連絡調整会議等々を行って、いわゆる通常の訪問の中で、ちょっと目につく、気がつく、そういった形の方の気付きをさせていただくということで取り組んでいます。

これは保育園だけじゃなくて、本市のほうに子育て支援センターというのが1カ所あるんですけども、そこにも定期的にそういった訪問をして、そこに来ている子どもさんの状況を見ていく、相談に乗っていくという、そういったこともやっております。

また、埼玉県でも同じような事業で、障害児療育支援事業というのがありまして、これ

も先ほどの社会福祉法人に委託して、施設の支援、一般指導ですとか、民間の保育園等の支援等も行っている状況です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ここで、少し事務局のほうから出された意見について、雇児局と、それから障害との連携、さらに母子保健に関わって、福島課長のほうからのご意見がありましたら何か出していただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。現状的なこと。

もし、万一、将来展望として、自立支援法と児童福祉法の状況について、何か今現在、検討されているようなことでもあれば出していただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○藤井障害福祉課長

母子保健との連携でございますとか、あるいは児童福祉法と自立支援法の関係につきましては、本日また改めてご紹介をさせていただいております障害児の検討に関する検討会の中でもいろいろ議論がございましたし、また自立支援法と児童福祉法の関係につきましては、本日の論点ペーパーの中でも、改めて論点として挙げさせていただいておりますし、児童福祉法に位置付けることを基本としていただくこととしてはどうかというような、そういった論点の出し方もしておりますので、それぞれのご意見、私どもとしても十分踏まえまして、役所としてもさらに検討していきたいと思っております。

雇児局との関係も基本的にこれまでの数字等を見ましても、保育所、あるいは放課後児童クラブ等々その一般施策の中で、障害児を受け入れていただいている部分が着実に増えていることは間違いのないと思います。

ただ、先ほど、中村参考人のほうからもございましたけれども、やはり私ども専門的な対応というのが必要な部分というのはどうしても出てまいりますので、確かにどういう場で、それを支援していくかというような議論もいろいろあると思いますから、本日の論点の中でも、例えば専門機関のほうから巡回指導のようなことで、もっと利用者のほうが、あるいは親御さんのほうが行きやすい場所でもって支援をするということ、そんなご提案も出させていただいております。検討会での議論を踏まえまして、ご提案をさせていただいておりますので、またご意見をいただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

皆様、いかがでしょうか。

生川委員、どうぞ。

○生川委員

11ページのところなんです、今、出ましたけれども、障害児の専門機関が放課後巡回支援ということで、巡回支援ということを言われましたけれども、もし巡回支援をして、障害児の受入れが促進されたとなりましたら、やはりいわゆる放課後児童クラブの職員の方にもある程度障害児のことについて勉強していただく必要があるかということですから、そういう意味では、障害児児童クラブ等の職員研修というんですか、そういうことも盛り込んでいただければと思うんですけれども。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ほかに。

○君塚委員

6ページの就学前の支援策のところでございますが、今日の資料2-②は、検討会の報告書に十分沿っているというふうに判断してはいますけれども、報告書の6ページを見ていただいたときに、私が重要と考えております就学前の支援策の(1)が障害児の支援の在り方となっております。それが抜けている。

なぜ抜けたかというのは、この就学前ということと障害児の支援の在り方でちょっとマッチしないためなのかどうかというふうに考えたりしたんですけれども、障害児の支援の在り方の中の、例えば③の中においては、障害児の専門機関及び教育機関においては、専門的な指導支援を受けることも必要であり、また一般施策において障害児を受け入れる場合には、専門機関による支援を今までのように強化していくことが求められているというふうに書いてあるのは、今日のところには抜けていると思います。

何か、ほかのところは項目立てというか、ページの的に整合性があるんですけれども、報告書の6ページの(1)の障害児の支援の在り方というのが抜けているという理由が何かあるのでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、いかがでございますか。就学前の支援策のところの中で、障害児の支援の在り方、この点について、ちょっと抜けているんじゃないかということですが。

○藤井障害福祉課長

申し訳ございません、ちょっと私、正確に理解ができてないところでありますが、委員がおっしゃっておりますのは、この検討会の報告書のほうの6ページの(1)の障害児の支援の在り方ということで書かれているところが、こちらの資料の7ページで……。

○潮谷部会長

参考資料2の障害児支援の見直しに関する検討会の報告書、これの6ページ。

○藤井障害福祉課長

(1)のところが。

○潮谷部会長

両方とも6ページだから、ちょっと混乱があるかと思いますが。

○君塚委員

報告書の6ページのほうでは、教育機関という言葉ですとか、専門機関の支援をより強化するということが確認されて、支援の在り方ということで書いてありますが、ただそこは就学前に限定しないかなということで飛ばしたのかなと。

○藤井障害福祉課長

若干スペースもございまして、(1)というのは、省かれてはいるんですが、この検討会の報告書の6ページの(1)のところは、いわば考え方のようなところを述べておりますので、そこは本日出しました論点の整理表の中では、具体的な論点を挙げてありますんですけども、当然、これは報告書の(1)に書いてあるようなことも踏まえた上で、論点の整理がされておりますので、そこは(1)の考え方も踏まえた上で、論点を出させていただいていると私どもは理解しております。

○君塚委員

分かりましたが、ほかのところは全て報告書になって、ちょっとしつこいですけども。

○潮谷部会長

前提条件の中で書かれているというご理解でよろしゅうございますでしょうか。

○君塚委員

どこかに、この資料のほうに、支援の在り方を文言化していただけるとありがたいと思います。

○潮谷部会長

そういうことですので、前提条件ではなくて、明文化をという要求でございます。

○藤井障害福祉課長

また議論を踏まえまして、いずれまとめてまいります過程で、そこは整理をさせていた

だきます。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

岩谷委員、お願いいたします。

○岩谷委員

11ページですけれども、卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携の中に、体験的に就労移行支援事業等を利用していき、学校の在学中に、そういうこと等を利用していくこととはどうかということが書かれておりますけれども、実際は、学校にいる間に、特例子会社なんかで実習なんかをかなりしているんですね。そういうことについて、これは自立支援法の枠内ではないのかもしれませんが、そちらのほうがむしろ効果があるというふうに企業の方はおっしゃっているということも聞いておりますので、その辺のことについて、労働サイドの方、今日、お見えになっておられますので、ここについて何かご意見というか、労働サイドの取組というものについて。それと労働と学校との取組になりますけれども、そのことについてちょっとお聞きしたいと思いますが。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

労働サイドのほうからのご意見をということでございますので、課長、お答えくださいますか。

○蒲原企画課長

このところは、かなり概括的に体験的に何とか等というふうに書いてありますけれども、趣旨は、そもそも卒業後のいろいろな姿を頭に置きながら在学中からいろいろなことをやっていこうということであります。

その意味だと、今、委員がおっしゃったように、今でも特例子会社とか企業に学校の事業として行っているというところがありますので、そこはそこでできることはもっと増やしていくというのは、当然やるべきだと思います。

その意味で言うと、労働部局、あるいは産業関係のところとよく調整をしていきたいと思っております。

一方で、これは我々の問題意識ですけれども、学校の事業でやったときに、場合によっては学校におけるいろいろな予算とか、あるいはいろいろな費用の関係で、なかなかうまく行ってないところがもしかしてあるのであれば、何か自立支援法上の給付というシステムを活用して、こういう夏休みの場所を使って、時間を使ってやることで、費用面の負担軽減もしながら、よりいろいろな体験の方法が広がるといったことになるのかなど。その

ときに、ここはたまたま就労移行支援事業という言葉で書いていますけれども、こういう就労移行支援事業もあれば、ほかのいろいろな事業もあれば、場合によっては就労以外の例えば地域生活のためのグループホーム、ケアホームの活用とか、そういういろいろなことを給付という形でもって、財政的につくれるようなことが検討できないかなという趣旨で書いてあります。

その意味では、いろいろな方法をやるという中の1つの方法だということでございます。いろいろな先生からまたご意見いただければというふうに思います。

○潮谷部会長

ただ今のことに関連して、箕輪委員、どうぞ。

○箕輪委員

ここに書いてある就労移行支援事業等を夏休み中に子どもが使うというのは、私が読んだときには、就労移行支援事業者側からの意見なのかなと思ったんですね。卒業後に来ていただくのに、何だか分からないところだと、選択肢の一つとして就労支援事業者があるということかなと思って、子どもから見た内容ではないように見えたんですけど。

子どもから見てですか。

○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか。明確に。

○蒲原企画課長

ここの趣旨は、あくまでここの論点も全て子ども側に立って書いていて、ここの3のところは卒業後の就労地域生活に向けたということなので、まだこのときは子どもでありますけれども、学校を卒業して、18歳なり二十歳になったときに、スムーズな形で、本人の能力、適正によって一般企業で働ける、あるいは、場合によっては親元を離れて、もしかするとグループホーム、ケアホームということも頭に置きながら、そういう生活もあり得るということです。

そういうことがうまくスムーズに移行できるように、学校のうちから、本人にとっていろいろな体験をしているということが非常にいいのではないかといった意味で書いています。そういう意味で言うと、本人側に立ったことをこれまで以上にいろいろな方法で押し進めていこうと、こういう趣旨でございます。

○潮谷部会長

はい、どうぞ。

○箕輪委員

今のお話とは違うんですが、同じページだったんですが。11ページの中で。

○潮谷部会長

そうしますと、岩谷委員、今の説明でよろしゅうございますでしょうか。

就労という、プレボケーショナル・トレーニングも1つ、それからもう一つは、子どもの側から見て地域生活という、そこもということで今説明がございましたが、よろしゅうございますか。

○岩谷委員

はい。

○潮谷部会長

それでは、箕輪委員、お願いいたします。

○箕輪委員

今の資料の11ページの上のところにある、特別な支援を特別な場所で行うだけでなく、一般の地域で必要な支援をという、先ほどの子育てと同じだと思うんですけども、今までの話の中では、一般的な生活をする上で必要な場所に、特別な専門家をもっと関わってもらったらどうかという話が多かったと思うんですが、それに加えて、本当の意味での地域の住民の活用とか、地域にある企業の資源みたいなものをもっと活用できるんじゃないかなと思っていて、最近、文部科学省というか教育よりの、学校は次世代の育成は地域で行うんだということを大きく掲げていて、私たち企業は、授業とか放課後とかそういったところに、特別支援学校に限らず、一般の学校も含めて一緒にやりましょうという姿勢があって、子どもの放課後とか夏休みというのは大人の仕事中なんですけど、その仕事中にどう関わってもらえるかということと一緒に取り組んだりしているんですね。

同じ子どもですので、専門家の関わりというのを強化するとともに、本当の意味での近所ですね。大人が初めて障害のある大人に出会うのが今すごく多くて、お互いにギャップがあるんですが、今社会にいる大人は、自分が子どものころに障害のある子どもと一緒に過ごしてない大人がすごく多かったでするので、そういう意味で、まずは一般の社会にいる大人が、障害のある子どもたちと関わりながら、並行して、大人との出会いといったものをやると、少し心にあるギャップというのが埋まりやすいのかなということいろいろな体験しながら感じているので、もう少し地域住民とか、専門分野じゃない人たちをうまく関わられるような仕組みというのも含めて考えていただけるといいかなと思っています。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

施策体系の中でも、そういうグループとかを自立支援法の中でバックアップして行って、そして居場所をという、この論点の中につなげて行っていただくような方向性を考慮していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤委員

3ページの早期発見と早期対応について、聴覚障害者に関する意見ですけれども、これは聴覚障害者への特徴的なものではないかと思うんです。今、新生児スクリーニングといまして、産科で聴覚障害を検査することができるわけで、ゼロ歳児から検査できるようになっています。ただ、発見した後どう対応するかの問題ですけれども、2つの選択肢があると思うんです。

1つは医療的な対応です。2つ目が教育的な対応です。ところが、発見された後、その親に伝わる情報といえますのは医療的なものに偏っていて、人工内耳とかなどのほうに偏ってしまって、教育的情報というものが入らないという問題が出ているわけです。

したがって、私たちとしては聴覚障害支援、学校も併せてですけれども、そうする傾向に非常に不安があるんです。人工内耳で全て解決するというのではなくて、小さいときから、聴覚支援学校への通学の環境とか、教育的な対応というものが非常に重要になっているわけです。けれども、今の状態を見ると、そうするような2つの支援策に対する正しい情報を配信する努力がなされていない感じがします。

それは、聴覚障害者の子どもにとっても非常に心配なんです。そういうところを、聴覚障害者に対しては早期発見の対処は必要だけれども、早期対応について、医療・教育のところの幅広い選択肢があることをちゃんと伝えるような努力が必要ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○潮谷部会長

いかがでございますでしょうか。

この3ページの障害の早期発見・早期対応ということに関連して、正しい情報、啓発、そういったものをきちんとやっておかないと、発見をしたときの発見者の対応ということに問題が生じてくるのではないかというようなご指摘だと思いますが、安藤委員、そのような理解でよろしゅうございますでしょうか。

その点について何か、論点の中ではございませんけれど、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○岩谷委員

新生児の聴覚障害のスクリーニングとその後の治療と療育体制について、厚生労働科学研究において研究が始まっております。そこで医療側と教育側との意見が合わないことが大きな問題となっております。この意見の相違に関しては、学問的な視点の違いなど今までの複雑な経過があるように聞いております。医学、教育それに保育の人たちが1つに結びつくということが目標ですけれども、そこが非常に結びつきにくい。それは、難聴であることが診断されたお子さんに人工内耳の手術がよいか、手話がよいかという治療の適応の問題のほかに、親御さんの希望もあって、早期発見をしても、治療方針、療育方針の方針がなかなか決めることができないことも少なくないという問題があるということです。

ここの場で自立支援法の枠内で、早期発見、早期療育体制の整備について、何らかの提案できるかどうかは、お考えいただければと思いますけれども。

○潮谷部会長

大変重いと言いましょうか、自立支援法の中で馴染むのか馴染まないのか。さりながら、問題としては、やらなければ早期発見された障害児の早期対応ということが適切になされていかないという非常に深刻な問題がございますけれども、大変これは、ちょっとできれば教育、医学含めて内部的に、そして何らかの形で、ただ今の安藤委員、それから岩谷委員のお話を受けて、実のある早期発見、早期対応、これにつなげていくようなものが構築されなければと思いますが、事務局いかがですか。

○雇用均等・児童家庭局総務課

雇用均等・児童家庭局です。早期発見の担当をしておりますので。

ちょっと今の状況は、新生児の聴覚のスクリーニングでやっている地域があると承知しております。ただ、やる際に、どういった療育体制につなげられるのかというようなことを前提にやっているものと私自身は思っておったんですが、ちょっと調べさせていただいて、次回にでも報告したいと思います。

それから、座長がおっしゃったとおり、この自立支援法の中で議論するかというのは、多分また別問題かと思っておりますので、ちょっと状況を報告させていただくということによろしいでしょうか。

○潮谷部会長

岩谷委員、それから安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。また後日報告をさせていただきますということで。

何か。はい、どうぞ。

○藤井障害福祉課長

大方、繰り返しですけれども、自立支援法の法制度の問題というよりも、運用をどのように進めて円滑にしていけるかというような、そういう観点からの議論だと思いますので、雇児局からの報告を踏まえまして、また改めてご意見をいただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

福島課長、何か医者立場でございますか。

○福島精神・障害保健課長

若干、属人的など言いますか、経験の中を含めて申し上げますと、確かに安藤委員のご指摘のところは非常に重要な部分でありまして、そういうフォローアップできる仕組みをどうつくっていくか、そういう中で初めて、発見するというスクリーニングが意味を持っていくわけで、その対応ができなければスクリーニングは本来やってはいけないとまでは言いませんが、そこをどうすべきかどうか、それ自体も議論しなければいけない問題だというのは、ほかのいろいろなスクリーニングそのものの導入を判断する上で、従来から言われていることとございますので、今は、聴力障害のことを例に挙げられましたけれども、それ以外のものも含めて、同じことだと考えております。

そういうことを踏まえながら、雇児局とも連携をとりながら、あるいは文部科学省とも連携を取りながら対応を考えさせていただきたいと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

是非、省庁際崩れを起こして、当事者中心に視点を置いて、よろしく施策化をお願いしたいと思っております。

それでは、ご意見まだあるかと思っておりますが、後段が残っておりますので、施設機能の見直し等による支援の充実について、皆様方からご意見を。

○山田自立支援振興室長

先ほどのところで1つだけ補足をさせていただきます。

最初の部分で、障害福祉課長のほうから、障害児の通学児の支援のところ、現状として、通学のときの支援については、補助金で賄われている旨のご説明がありましたけれども、地域生活支援事業は統合補助金として市町村の裁量で行われているものであります。例えば、親の事情とか、どうしても送り迎えができない場合、そういったときに市町村が個別に事情を判断して、移動支援事業の対象としている場合もあるというふうに聞いております。このように通年、あるいは長期にわたる通学とか通勤については、まずはそれぞれの分野で、対応というのが今の現状でございます。

今後、また「就労」のところで、同じような話が出ますので、そこでご議論いただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

山田自立支援室長のほうからお話がありましたとおりでございますので、また関連して後ほどと思います。

それでは、施設機能の見直し等による支援の充実に入らせていただきます。

まだ、前段があるそうでございます。

○大濱委員

先ほど、藤井課長のほうからお話があったと思うんですが、これは障害児から障害者になる場合の進学のことなんですが、先ほど私、東京で例えば住んでいて、大学に行って、大学の所在地、これは住民票ではないですので、先ほど、課長は住民票っておっしゃいましたよね。これは住民票ではなくて、これは仕送先の都道府県になりますので、間違いのないと思いますから、ちょっともしもあれでしたら、確認をお願いします。

○潮谷部会長

この点については、後ほど明確にお答えをいただきたいと思います。

○藤井障害福祉課長

そこはきちんと確認させていただいて、改めてまたお話させていただきます。

○潮谷部会長

後段に入らせていただきます。施設機能の見直し等による支援の充実、このことについてご意見賜りたいと思います。

施設関係者の皆様方の中で、どなたからでも結構でございますし、施設関係でなくても。君塚委員、どうぞ。

○君塚委員

19ページでございますが、論点2の一番下の、「また」というところで、重症心身障害児（者）の在宅での支援について充実を図っていくべきではないかというふうに書いてあって、在宅の重症心身障害児のほうが入所者よりは何倍も多いということとか、本来、18歳未満の重症心身障害児が在宅でいると。こういう方たちへの支援の充実について、もう少し検討した中身、あるいはもう少し検討した結果を加えて、クローズアップすべきではないかという、大変重たい問題だと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

事務局のほうで、この、「また」以下のところの、これまで論議されたこと、ヒアリングの中で出てきたこと、そういったことを含めて、もう少し明確に出すべきではないかというご意見でございますので、今、何かございますか。

○藤井障害福祉課長

ここところは、ちょうどお手元の参考資料でお配りしております検討会の報告書で申してあげますと、19ページの辺りになってまいりますけれども、これは論点（案）ということで、論点として整理をさせていただきますので、まさに検討会、いろいろいただいたことも含めまして、改めて審議会の場でご意見をいただきたいという趣旨で、論点として、これは挙げてございますので、多少デフォルメといえますか、簡単してございますけれども、検討会で出てきた議論、あるいはご意見なんかにつきましても改めておっしゃっていただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

君塚委員、ただ今の意見に基づいて、何かございますならば、どうぞ論点でございますので。

○君塚委員

1つは、在宅ということで、レスパイトが今日の前半で課題になっていたんですけども、重症心身障害児、中でも、超重症児、準超重症児、医療的ケアのスコアの高いお子さんたちのレスパイトが滞って、なかなか施設がレスパイトを受け入れるだけの力がない。

○潮谷部会長

レスパイトの範疇の中に、重心の方たちもということでございますね。
ほかに、岩谷委員、どうぞ。

○岩谷委員

18ページ、19ページに専門的なスタッフという言葉が出ています。例えば19ページの3のところには、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実という言葉が出てきますけれども、私は、専門的なスタッフの充実に、今いるスタッフの能力開発により、心理的ケアにも対応できるようになるという意味も含めるべきだと思っています。専門的なスタッフの充実というこの言葉の意味に、そういうようなことは想定しておられるのでしょうか。

それとも単純に専門的な、その心理職を増やすという意味でしょうか。

○潮谷部会長

検討会報告の中で、どういう背景の中で出てきたのか。

○藤井障害福祉課長

ここは、例えば、児童養護施設と診療担当職員として配置をしておりますのは確かに心理士の方々を配置していく整理になってございます。イメージとしては、同じようなイメージを持っております。

ただ、委員がおっしゃいますように、別のやり方がありますれば、そこはご意見としていただければ、また検討させていただきたいと思えます。

○潮谷部会長

ほかに、皆様、ございますか。

どうぞ、中村参考人。

○中村参考人

同じく19ページの部会のこれまでの意見の中に、強度行動障害の者が重心施設に入っている現状を改め、本来の重症者とは分けて考えるべきというものが挙がっているんですが、これをどのように位置付けていくかというのが、下の論点のほうにちょっと見当たらない気がするんですが、このことにつきまして、またいわゆる重心と言いましても、動く方から、いろいろな方までいらっしゃると思うんですけども、その辺の整理も含めて、どのように持っていくかということをお伺いできればと思うんですが。

○潮谷部会長

論点でございますので、もし中村参考人のほうで、「こういうふうに」ということがございましたら、お出しいただいとと思えますが。

○中村参考人

強度行動障害の者については、特に今の現状の中で入っているけれども、いわゆる厚いケアが必要であるというふうに押さえられているというふうに思うんですね。

下のほうで、特に継続性ということの中で、1つの大きな枠の中で多分入れていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、ぜひ1つの重要なポイントとして、挙げていただく形を押さえいただければというふうに思うんですが。

○潮谷部会長

この点に対して、皆様方の中で、いかがでございますか。分けてという考え、あるいは従来どおりという考え方等々もあるかと思えますが、もう少しこの点の論議でご意見ござ

いますなら出していただきたいですが。

宮崎委員。

○宮崎委員

この件に関しては、検討会の中では特に重症心身の方についての議論は非常にあったんですが、いわゆる動く、多動性の高い重度の強度行動障害の方についての意見というのはまだ十分検討がされてなかった部分もあったやに思われます。

したがって、現実にはそういったお子さんが多数いらっしゃるということも現実ですので、この辺りについては、今、中村参考人がおっしゃったような点もこの論点の中に入れていただくとありがたいと思います。

また、多分、障害者団体からもそういったご意見があったかと思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○潮谷部会長

高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員

その点について、この前のヒアリングで、末光委員が重症心身障害児の説明をした際に、動く重心の現状がどうかということ、私もお伺ひしましたし、それについて実態を少し調べていただけるということになっていたのではないかと思ひますけれども、その辺いかだでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、動く重心の問題について、報告ございましたらよろしくお願ひいたします。

○藤井障害福祉課長

申し訳ございません。まだ、そこの実態等、整理ができてゐるわけでもございませんので、どの辺りまで情報の収集ができるかというところもありますけれども、何がしか整理をいたしまして、ご報告させていただきたいと思ひます。

○潮谷部会長

ぜひ、早くお願ひをしないといけないかなと思ひます。この重症児は分けて考えるべきというところの客観的なデータにもなると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

君塚委員、何か。

○君塚委員

重症児福祉協会の施設で、重症心身障害児（者）は約1万人入っているんですが、大島分類1を外れる人たちが大体2割強。その中に、一部強度行動障害の方たちがいる。その強度行動障害の方たちの数は、把握してないんですけども、あまり数多くないんですけども、最近の入園する方たちは強度行動障害の方たちはいない。本来の重心であるということ、現状だと思います。

ちょっとこの形をどういうふうにするかということについては、ちょっと意見まとめられないし、重症児福祉協会のほうで、真剣に取り組んでおりますので、考え方をちょっと差し控えさせていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員

2度目ですので、ごく簡単に。

施設の類型の問題ですけども、実際に障害児施設、入所型の障害児施設を利用している子どもたち、いわゆる加齢児と言われる人もたくさんおられるわけですけども、基本的には、養護機能、すなわち家庭の養育基盤が脆弱であるために、そういう選択をせざるを得ないということのほうが今や中心だろうというふうに言って、それは間違いではないと思います。

障害が理由で、入所型の施設に入りたい、入らなければならない事情があるというふうなことは恐らく急速に減ってきたと思います。

それはこれらの制度ができた以降に、例えば養護学校の義務制が実施されて、今日、いろいろな障害に対応する教育機関もあるわけだし、医療のことについてもこれらの施設が整備された時代に比べると、全く違う状況があるわけで、しかしなおかつこれらの施設が残っているというのは、障害であることも多少もちろんそのことと無関係でないにしても、家庭の養育機能の問題がメインだろうと思います。

一方、児童養護施設に入所している子どもたちの中に、少なくない障害のある子どもたちがいるのもよく知られているところでありまして、ここを今後どういうふうに考えていくのかということ、障害児施設の中だけではなくて、養護施設の問題も含めて考えていく必要があるのではないかというふうな問題意識を持っています。以上です。

○潮谷部会長

佐藤委員、ちょっと質問してもよろしゅうございますか。

養護施設の中に、内在しているということは重心施設が満杯ということですか。それともほかの理由の中で。

○佐藤委員

現実に、例えば入所についての児童相談所に対しての主訴は当然養育機能の欠落ということで入ってくるわけだけれども、実際に入所してみると、養護施設側が受け入れてみると、実は知的障害があったとか、そういうようなケースが多いです。

正確に数は分かりませんが、埼玉県のある児童養護施設では半数を超えるというんです。知的障害を持つ子どもが。それは、知的障害があるから子育てが難しく、もともとあまり養育能力が高くない親御さんにとって負担になって、そのことを含めて家庭がうまくいなくて、児童施設に入るような状況になったということもあるだろうし、あるいはそのことがきっかけになって、子育てにつまづいた親に虐待を受けて、養護施設に入るようなことになったこともあるかもしれないので、そこは必ずしも明確なデータに基づいているわけではないですけれども、少なくとも最近児童養護施設の側からは障害のある子どもが増えて、対応に大変苦慮しているということを知ります。

その子たちは、主な入所理由は、当然障害ではなくて児童養護の問題としてその施設に入所しているわけです。

ところが逆に、障害児の施設の側は確かに障害が明確にはあるけれども、やはり在宅で過ごすことが難しいという意味では、養護機能の欠落がありつつ、一方でたまたま明確に障害があるということだったので、障害児施設が選択されたというようなことで、結果としては、かなりオーバーラップしていることが現状としてはあるのではないかと思いますので、ここは、類型の整理は、ここの障害の施設の中だけの整理ではなくて、児童養護施設の在り方や機能を含めて検討するべきではないかと思います。

○潮谷部会長

類型の整理ということと同時に、ただ今の発言の中身は、これは検討会報告のポイントの21ページのところの①に関わって、行政の実施主体、こことも関連が深いと思いますので、やはり実態的なものを踏まえて、どのように関わりを持っていくのか。そこら辺りは少し深めていただければと思います。事務局のほうで。よろしく願いいたします。

事務局の発言、ちょっとお願いいたします。

○藤井障害福祉課長

先ほどの児童養護施設といわゆる子どもの社会的養護との関係につきましては、障害児支援の見直しに関する検討会の報告書で申し上げますと、15ページのところに、真ん中辺りに、やはりこの検討会でも議論になっております。

確かにご意見としては、一体的に障害児施設と児童養護施設等の在り方につきましては、一体的に対応していくことを検討していくことが望ましいという意見がありましたんですけども、もう一方で、それぞれの施設におきまして、専門性を生かした対応が図られてい

るといような現状も考えた場合に、なかなか養護施設を一元化してしまうことには課題が多いといような、そういう意見もございました。

今、全国平均で申し上げますと、児童養護施設に入所している子どもの大体約2割が障害児だといふうに言われていますので、確かにオーバーラップしている部分がございます。

やはり、児童養護施設は6割が被虐待児だと言われてはいますが、そういった虐待が代表的な例になりますけれども、そういったいわゆる要養護と言いますか、家庭において養育機能が基本的に不足しているという子どもを措置をして、養護する施設でございますので、どこまで障害児の皆さんに対応できるかというのはまさに専門的な観点から申しましても、一定の限界のようなものもあるのかなといふうに思われますので、そこはやはり切り離してということではございませんけれども、やはり養護施設は養護施設として、またその在り方は雇児局のほうでいろいろご検討いただいていると思いますし、オーバーラップする部分がございますけれども、なかなか一体的に考えていくというのは難しいのかなといふうに私どもとしては思っております。

○潮谷部会長

佐藤委員、いかがでございますか。

○佐藤委員

いや、それは局が違うから難しいという意味ですか。

○藤井障害福祉課長

いや、そういうことではございません。やはりもともとそれぞれが寄って立つ機能というのが違いますから、先ほどの保育所と障害児のための施設、社会資源との関係もそうですけれども、そこは少なくともこれで今回の自立支援法の見直しの流れの中で、障害児施設の体系なり見直しを考えていく上で、児童養護施設等々、一緒にそこまで含めた一元化を議論するといふのはなかなか無理があるんじゃないかといふうに考えています。

また、この検討会の報告書につきましても、そんなふうな整理になっているといふことでございます。

○潮谷部会長

座長の立場で発言すべきではないかもしれませんが、障害をもつ子どもの問題を児童福祉法の中で位置付けていくという方向性の論点の中で、今のことは関わりが深いといふうに思いますので、どちらに入っている、障害を持っている子どもたちといふのが本当によりよく地域生活に馴染んでいくような支援といふのはこれは欠いてはならない観点だと思っておりますので、今の佐藤委員の発言内容等をもう少し内部的に引き取っていただいて、

検討していただき、次回、よろしくお願いをしたいというふうに座長としてはまとめさせていたいただきたいですが。

今の発言で終わりというのは、ちょっと。

○佐藤委員

専門性っておっしゃるけれども、例えば重心の施設とか、あるいは肢体不自由児の施設のように、医療型の施設、これは専門性ということに馴染むかもしれないけれども、例えば、知的障害児の入所施設と児童養護施設と職員の配置、基礎的な資格、これは特別に変わらないですね。

だから、もしその専門性というものがあるとしたら、日常的にその子を見ていて、経験を積上げていてという意味で、専門性というふうに使っていらっしゃるんだと思うけれども、そういうレベルの専門性であれば、それは座長がさっき助け舟を出してくださったけれども、現に通常のデータでも2割、児童養護施設にそういう障害のある子どもたちがいるとしたら、そこに対しての手当ては当然必要だし、逆に、知的障害児の入所施設に家庭の養育問題で入所している子どもがいるとしたら、その社会的養護の観点から子どもを支援するという専門性を持った職員を配置していかないといけないという意味で、私はさっき申し上げたわけですし、この専門性というのをそういうふうに違うというふうに分けてしまうと、子どもは不幸なことになるんじゃないでしょうか。

○藤井障害福祉課長

そこは、私の説明の仕方が悪かったかも分かりませんが、検討会の報告書で申しますと、先ほど申し上げたところの下15ページの下から2つ目の○のところになるんですけれども、当面は障害児施設においては、虐待を受けた子どもへの対応、社会的養護の機能を障害児施設においても充実させていくと。一方で、児童養護施設等においても、障害児の対応の機能を向上させていく。

実際、それぞれにおきまして、そういった予算要求等も含めまして整理をしていっているわけですが、おっしゃるように、専門性をそれぞれ充実させていけるような、そういった方策も含めて考えていきたいと思っております。

○潮谷部会長

よろしくお願いいたします。

少し先に進めさせていただいて、行政の実施主体、それから法律上の位置付け、こういったことについてのご意見を少し伺いたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、林参考人。

○林参考人

行政の実施主体という観点でございますが、市としての立場からちょっとご意見と申しますか、申し上げさせていただきたいと思っております。

実施主体については、報告書の中でも3つの案が最終的に示されているところでございます。

それは入所についてはどうか、通所についてはどうかということと、その入所については必要性の判定について、専門的、広域的な調整が必要なことから、都道府県単位とする。これについては、異存がないところでございます。

通所については、毎日の通いという観点から住民に密接な市町村との考え方、これも一応道理があるというふうに考えられます。しかし、全ての市町村で同じような対応がとれるのかということそれはちょっと異なってくると思っております。

通園施設についても、全国で約400と少なく、市町村数よりも少ないということから、身近な場所に通えないということになるのではないかなと思っております。

東松山市の実情を申し上げます、児童デイサービス事業所はありません。この保健圏域の20万人の中で、隣の町に1事業所あるのみでございます。

したがって、本市から通所している児童はいないということです。

市内の社会福祉法人が運営いたします重症心身障害児の通園事業のB型でしょうか、これも合わせて13人が週2日程度通所しているという状況でございます。

市では、日中一時支援事業所として指定をしている事業所は6カ所あるんですが、そのうちの2カ所が市内にあるということで、定員は合わせて5人という、誠に寒い状況だと思っております。

こういうことから、保育所等での一般施策と同様に、市町村として、一貫した視点で支援していくことを考えてもよいのかなと思っております。

実際には、毎日の通所に耐えられる距離に通所の事業所はないということですので、例えば看護師や介助員の加配によって、保育所、あるいは小学校、その機能を強化することになるかと思っております。

しかし、これには市町村の財政力に大きく関わってくるということで、全国的に見て、地域間格差というものが生じてくるのが現状ではないかと思っております。

このような地域間格差があってもよいのかどうか。分権の時代というふうに言われますが、あってもよいのかどうか。あるいは、その環境整備等について、自立支援法等で対応できるのかどうか。そういう課題が残ってきます。

財政面から見て、福祉サービスをより充実させるというのは、限界があるというふうに考えられますので、これからはより広く、行政と住民と事業所とそれぞれの立場から地域の課題として立ち向かって、その大きな意味でのまちづくりというものを考えていくことが必要ではないかというふうに思っております。

以上、市としての立場からの意見でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

井伊委員。

○井伊委員

日本看護協会の井伊と申します。

この23ページに法律上の位置付けなどということで、障害児への支援の根拠については児童福祉法に位置付けるという基本ということなんですけれども、こういうふうにするのは、この論点の①のライフステージに応じた支援の充実のA、障害の早期発見・早期対応策のことについても、この児童福祉法に位置付けるという整理になるのでしょうか。

先ほどから母子保健との関連が先ほども少し話題がありましたが、現在、市町村、保健センターで、約1万人の保健師が自治体の保健師として所属しておりまして、多分、半分近くの保健師がこの母子保健法による母子保健事業に関わっております。

市町村によりましては、全数の赤ちゃんを保健師が訪問しているところもありますし、それから1歳半までの間に、6カ月あるいは10カ月ということで、子育て支援という意味合いでの地域活動をしております。

そういう中には、育てにくいお子さんのための場をつくったり、あるいは育てるのが苦手なお母さんたちも一緒にそういうことについて活動していく、中にはそういうことのために母子保健推進員さんなどに加わっていただいて、地域の人たちと一緒に活動をしていく。そういうところで障害を心配するお子さんたちのフォローを就学前まで保健師は関わっているという、そういう市町村も少なからずあります。そういうことにつきましては、いきなり児童福祉法というよりは、母子保健法による母子保健事業を手厚くすることで、かなり機能する部分があるのではないかなというふうに思うところです。

そういたしましたときに、こういう早期発見から施設の問題について一貫してということになるのかと思いますが、事業の根拠を児童福祉法に位置付けるというのが基本ということなので、どういう関連づけをするのかということについては、これからということなのかもしれませんが、こういうふうには書き込まれると、すっきりするようで、ちょっとすっきりしないという、そういう印象がありまして、そういう関連法との関係性ということをご検討いただきたいというふうに思いました。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

何かございますか。

○蒲原企画課長

ちょっと時間もありますので、一言だけ。ここは、よく検討会のときに議論になったのが、自立支援法という大人のサービスをやっている自立支援法の体系で障害児をやるのか、そうではなくて、児童福祉法かという議論があったんですけども、その心は、障害、あるいは障害というのに着目した法体系の下で、この障害児を入れるということと、そうではなくて、児童福祉法に代表される一般的なところでちゃんとやるという、どちらかという、考え方としてはそういう考え方の中での整理です。

したがって、ここで児童福祉法に位置付けることが基本にといった意味で言えば、ここは個別のところはいろいろな児童福祉法以外にもおっしゃったようなこともあるでしょう。

ただ、自立支援法という障害に着目したところで事業をやるということについては、ちょっとそうではなくて、むしろ一般的な法制でやるという、そういう意味で書いているということです。

その意味で言うと、今委員がおっしゃったような方向というのもひとつ頭に置きながら、これから自立支援法ではないというところで考えていくということによってやっていきたいと思っております。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

今日で、子どもの領域は、一応は終わりになっちゃうんで、皆さん、どこかでもう一回と考えて発言を遠慮していらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、もう一人ぐらいお出しただけだと思いますが、いかがでしょうか。

小坂委員。

○小坂委員

10ページのところなんですけれども、検討会報告のポイントというところで、注釈が打ってあるところなんですけれども、障害者自立支援法、附則第2条により15歳以上の障害児も就労移行支援等の事業を利用可能となっているということになっているんですけれども、これは実際に今就労移行支援事業に対して、特別支援学校の卒業生の進路について、どのような状況になっているのか、ちょっとお伝えいただきたいと思いますが。

○潮谷部会長

事務局、今回回答できますか。

○文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校の進路ということでよろしいでしょうか。

特別支援学校、これは19年3月卒業者のデータですので、盲、聾、養護学校、高等部本科の進路の状況で言いますと、高等部卒業生1万4,284人のうち、進学者が3.4%、これは

大学、あるいは専攻科等が3.4%。それから、教育訓練機関等入学者が3.6%。それから、就職者が23.1%。それから、社会福祉施設等入所通所者が57.8%、その他恐らく在宅等だと思いますけれども、12.1%。そういう状況でございます。以上でございます。

○小板委員

実は、この条文の中身でいくと、養護学校ですか、そこを卒業した人たちについては、希望する、希望でない人であろうと、とりあえずは福祉施設という形の中で、就労移行支援事業に入るということは、多分言われているのではないかというふうに思うんです。

これは、障害者自立支援法の大きな柱である就労させることが最大の幸せだということの中身でやられていると思うんです。しかしながら、ここには、一応障害程度区分という区分はありませんし、片一方の生活介護のほうは、それを分類されているわけです。

そうすると、本来から行けば、その人の能力にあった形の中で、実は進路指導をしているのが普通の形だろうというふうに思うんですよね。

ところが、それが現実にはないわけですし、一応その2年という期限だとか、あるいは訓練期間として1カ月とか、そういう中で、この人がそこでは馴染まないよということになったときには、その人を就労継続のB型に落とすということになっていくわけです。

つまりそこでは能力がないというふうに判断されたときには、そういうふうになっていくとなるわけです。そうすると、やはりそのところには、その人たちが、一度落第をするといいますか、そういう方向に向かわざるを得ないということになってくると思うんですよね。そこら辺りは、やはり給付の在り方とか、あるいは障害程度区分の在り方とか、そういうところも含めて、やはり希望を持ってずっと働いていけるような、あるいは進路が明確になっていくような、そういう姿にしていきたいなというふうなことを思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

もし、皆様方の中で、ほかにご意見が。

それでは、新保委員、お願いいたします。

○新保委員

先ほど、東松山市さんのほうで、市町村で全国的に同じ対応ができるんだろうか疑問だというお話がございました。

すなわち、地域間格差の課題だということでございますけれども、このことは障害児に限らず、自立支援法全般に関わる重要な課題だというふうに私は思います。

ことにニーズに応じた需給体制をしっかりと整えていく、そのことがニーズとそれを使う利用者との間で、うまくマッチングしていくための形に動いて行きませんか、全体とし

てうまくいかない。これは、みんな分かっていることだと思います。

その意味では、前に戻るようで申し訳ないんですが、いわゆるナショナルミニマムとローカルミニマムの基準設定がどうなっているのか。こういったことも含めて、きちりと議論していかないと、地方で例えばこういうサービスをやろうと思っているけれどもできない。でも、そういったときには、国が持つ役割として、こういった義務とこれぐらいの補助金を出すんだよというような枠組みづくりの基準がございませんと、全国に標準化してサービスが整っていかないという課題があるんだろうと思うんです。

そういったことがしっかりと担保されないと、サービスをちゃんとどこでも誰でもその人がその必要に応じて使えるんだという条件が整わないと、利用者の、受益者負担の問題も、自分たちはサービスをちゃんと選択できないのに、お金のことばかり言われているということで、利用料のことがどうも先にいっちゃって、この法律はどうかという疑問が出てしまうわけです。

そういう意味では、地域の範囲も含めて、ある一定の地域が同じような社会的判断を共有できるような仕組みというのが、やはり目安としてあって、その上で、利用者の自立ないしは社会環境の広がりがしっかりと担えるようなプロセスというか、実践の形づくりということをしていかなければいけないと思います。

その意味では、前に戻って申し訳ないというふうに申し上げたのは、この障害者自立支援法の中で、個別には、相談支援だとか、あるいは地域生活支援等に係る財源のありようも踏まえながら、国と地方の役割を再確認する必要があると思います。ある意味ではそのことがしっかりとしていないと、市町村計画もちゃんとできていかない。そして、利用者も安心して暮らせないということになりますので、そういったことはこの論点の中ではどこで出てきたのかという気がいたしましたので、気がついた点ということだけでお話をさせていただきました。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

副島委員。

○副島委員

育成会のほうから、今日は、特に我々が重要視している障害児支援に対する意見を出させてもらっていますので、これについて少し簡単にお話しさせてください。

特に、私どもは、障害があるなしに関係なく、健全な環境で育っていくことが大切だと思っています。それで、障害に着目して、行っていく自立支援法ではなくて、1人の児童として関わっていく児童福祉法の中で対応すべきであると考えております。その児童福祉法で対応していく中で、母子保健とか、他機関との連携を図っていくことを考えたいと思います。

それで、ちょっと3点か4点ほど言いますと、1つ目に早期発見、早期対応については、我々は母子保健との連携を強く要望しているとおりで、母子保健での対応ができる体制整備が必要だと思います。しかし、今の人員体制の中で、これをやっていくことはなかなか難しいです。それから、2つ目に地域で児童の取組をしている児童デイサービス、この取組みは、地方に行けば行くだけ小規模なんです。

そうすると小規模でも運営可能な報酬単価ということが保障されなかったら、この取組もうまくいかないということです。

それから、もう一つは、保育所とか幼稚園等での受入れをどんどん進めている地域がありますが、そこに対しても職員の加配が伴っていなかったら、これも効果が上がらないということです。

3つ目が、放課後、夏休みの取組の支援のところ、今のところは経過的児童デイサービスが行われていると思いますが、これを制度化していくことが重要だと思います。日中一時支援等も結構地域では活動しています。しかし、経営上、大変無理な状態が発生していますので、こういうところの体制整備を改善することが重要だというふうに思います。

それから、家族支援のところでのレスパイトという言葉が今日出ましたが、レスパイトをするためには、地域でそういう機関をつくるために、独立型とか、通所施設で併設してもらって関わって経営ができる。そういうような体制整備を十分にやっていかないと、それも空転しています。

そんなことを含めて、1つの対策として、そこには人的配置、それから体制整備の改善策、そういうことが伴ってないと、せっかくうたわれたものが、具体化せずに空論に終わってしまうと思います。そういうところをぜひ意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様方から今日は、障害児支援の見直しについてとそれから前段ではこれまで皆さんたちからお聞きいたしました論点、それからヒアリングの中で出てきた論点、これを明確にさせていただくということで審議をさせていただきました。

まだまだおっしゃりたいことたくさんあるかと思いますが、皆様方の発言の中で、さらに事務局に準備をしていただくものも出てきたかと思いますが、今日は、これで論議を終わりとさせていただきます。

事務局にバトンタッチをいたしますので、よろしく願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は、いろいろなお意見いただきまして、本当にありがとうございました。

次回でございますが、次回の予定は、9月24日水曜日、午後2時からを予定しております。

す。中身について今整理しておりますけれども、今のところ地域生活の関係をお願いすることになるんじゃないかということで、今、資料を準備しております。また、よろしくお願いいいたします。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(了)